

# フランス一七九三年憲法とジャコバン主義 (3)

——「フランス憲法とジャコバン主義」研究(二)——

辻村 みよ子

## 序章 問題の所在

一 フランス憲法史における一七九三年憲法の意義

二 本稿の目的と分析視角

一 一七九三年憲法をめぐる研究状況

(1) 歴史学における一七九三年憲法の位置づけ

(2) 憲法学及び憲法史学における一七九三年憲法の位置づけ

(以上(1)、一六号掲載)

## 第一章 フランス革命とジャコバン主義

一 フランス革命の構造と憲法思想

(1) フランス革命の担い手と憲法思想

(2) 一七九三年の革命状況

二 ジャコバン派とジャコバン主義

(1) ジャコバン・クラブの展開

(2) 一七九三―九四年のジャコバン派とジャコバン主義

(以上(2)、一八号掲載)

## 第二章 一七九三年憲法の成立

一 一七九三年憲法の制定過程

(1) 経過

(2) 国民公会での審議と条文の変遷

二 一七九三年憲法の成立と憲法私案の特徴

(1) 人民投票による成立

(2) 一七九三年の憲法私案の特徴

(以上③、本号掲載)

第三章 一七九三年の憲法原理

一 ジロンド派の憲法原理

二 モンターニュ派の憲法原理

三 ロベスピエール・ジャコバン派の憲法原理

四 アンラジエの憲法原理

第四章 一七九三年憲法の限界と歴史的展開

資料 一七九三年憲法(人権宣言)、ジロンド草案(人権宣言)、ロベスピエール人権宣言案、ヴァルレ人権宣言案、訳文

比較対照表

第二章 一七九三年憲法の成立

一 一七九三年憲法の制定過程<sup>(1)</sup>

(1) 経過

(a) ジロンド派主導期(一七九二年九月—一七九三年五月)

一七九二年九月の国民公会の召集・憲法委員会の成立から、翌年六月のモンターニャール憲法案採択までの九カ月にわたる一七九三年憲法の制定過程は、一七九三年五月三十一日—六月二日の政変を境として、概ねジロンド派主導期とモンターニュ派主導期の二期に区分することができる。憲法委員会案(ジロンド憲法草案)作成と人権宣言部

分の国民公会審議を内容とするジロンド派主導期の経過は、次のとおりである。

①一七九二年九月二日に召集された国民公会は、王政廃棄と共和制確立の決定(二二日)に続いて共和制憲法の制定作業に着手した。九月二日に「人民の承認された憲法以外に憲法は存在しない」旨のデクレを発し、新憲法の成立を人民投票に委ねることを明らかにした後、二五日に、「共和国は単一・不可分である」ことを宣言した。そして、二九日には、カンボンの要求にしたがって九人のメンバーからなる憲法委員会を設置した。<sup>(2)</sup> 九人とは、シェイエス、トマス・ペイン(Thomas Paine)、プリソー(すぐに補欠委員のバルブルー Barbaroux に交替)、ペチヨン(Pétion)、ヴェルニョー、ジャンソネ、バレール、ダントン、コンドルセであり、ダントンを除いてジロンド派が多数を占めた。この構成は、当時の国民公会でのジロンド派優位を示すものであった。しかし、この憲法委員会〔以下、ジロンド憲法委員会と称する〕は、憲法制定作業を急がず、憲法案の公募を定めて委員会の活動を二カ月間休止した。国王の裁判問題への対応を急務とした国民公会は、一〇月一九日、「全意思のよりよき統合のために全ての叡知を結集し・世論に敵愾なイニシアティブを与える」ことが代表の義務であるとするバレールの提案にしたがって、憲法案の公募を決定した。<sup>(3)</sup> 実際に、この公募に応じた憲法案の数は最終的には三〇〇点以上に及んだが、ジロンド憲法委員会はこれらについての検討を待たず、委員長コンドルセの私案を委員会案として国民公会に提出した。それは翌一七九三年二月一五日のことである。三三カ条の人権宣言案と三七〇カ条の憲法案からなり、通常ジロンド憲法草案と呼ばれるこの憲法委員会案は、ダントンを除く全ての憲法委員会メンバーの署名を伴って、印刷の上正式に公表された。

②一方、モンターニュ派議員を中心とするジャコバン・クラブでは、ジロンド憲法委員会の成立直後からその構成メンバーに対する不満が表明され、<sup>(4)</sup> 一七九二年一〇月一四日にはシャボの要求にしたがって同クラブ内に「憲法補佐委員会(Comité auxiliaire de constitution)」〔以下、ジャコバン憲法委員会と称する〕の設立が決定された。一

○月一九日に選出されたそのメンバーは、コロ・デルボア、ビヨ・ヴァレンヌ、ロベスピエール、ダントン、シャボ、クートンの六人であった。さて、このジャコバン憲法委員会は、シロンド憲法委員会案(シロンド憲法案)が国民公会に提出された直後から活動を開始した。まず、二月一七日に、クートンがシロンド憲法案を批判し、人権宣言の抽象性や自然権の不明確さ、行政評議会(Conseil exécutif)の危険性等を指摘した<sup>(5)</sup>。ついで翌一八日に委員会のメンバーを改選し、シロンド憲法案の批判と独自の憲法案の起草にあたった<sup>(6)</sup>。この新メンバーは、ロベスピエール、サン・ジュスト、クートン、コロ・デルボア、ビヨ・ヴァレンヌ、ジャンボン・サンタンドレ、ロベール(Robert)、チエリオ(Thurio)、バンタポール(Bentapole)、アントワヌ(Anthoine)、デボア・克蘭セ(Dubois-Crance)、クルーツの十二人であり、主として、モンターニュ左派議員で占められていた。このジャコバン憲法委員会は、その後、シロンド憲法案の批判のためにしばしば活動し、その成果として、四月二四日に国民公会で報告されるロベスピエール私案を、ジャコバン憲法委員会案として採択した(四月二一日)。

③さて、シロンド憲法案が提出された後、国民公会は戦況の悪化と地方の版乱への対応に忙殺されたが、憲法の制定はこれらの政治問題の処理にとって不可欠な課題でもあった。国民公会は、四月四日、新たに「六人委員会」(「検討委員会」)を任命して公募に応じた諸草案の検討を委ねた。そのメンバーは、ジャン・ドゥブリ、メルシエ(Mercier)、ヴァラゼ(Valaze)、バレル、ランジュイネ、ロム(Romme)であり、シロンド派の多数にバレル、ロムらの平原派議員が加えられていた<sup>(7)</sup>。国民公会では、四月一五日に決定された審議日程にしたがって、一七日に最初の憲法案審議が行われた。六人委員会を代表するロムの報告に続いて、バレルによって新入人権宣言草案が提出されたが、逐条審議の対象となつたこの草案は、コンドルセ起草のシロンド憲法委員会案に若干の修正を施したものにすぎなかつた。その後、一九日から逐条審議が進められ、同日の内に第一条から第十九条まで、続く二二日には、第二〇条から第三〇条まですべての人権宣言草案の審議を終えた。ついで、二四日から憲法案の審議に

移ったが、この段階でまずロベスピエールが登場し、ジャコバン・クラブで採択された自己の人権宣言草案を国民公会に提出した。サン・ジュストも、ロベスピエールに続いて憲法草案を提示した。また、四月二十六日の憲法の基礎に関する議論を経て、五月一〇日に共和国の単一・不可分性に関する憲法第一条が採択された。しかし、この時期には、四月六日の公安委員会設置後に強まっていた議会内外のジロンド派批判の動向とあいまって、審議がかなり難行し、五月一三日にはコンドルセが憲法問題の迅速な処理を要求した。結局、五月三十一―六月二日の政変の直前、五月二十九日に、公安委員会を代表するバレールによって憲法に関する演説が行われ、すでに審議された人権宣言草案全文が採択された。<sup>(8)</sup> さらに、翌日、公安委員会に、新憲法草案起草のために五人の委員〔サン・ジュスト、クートン、エロー・ド・セシエル、マチウ (Mathieu)、ラメル (Ramel)〕が加えられた。

こうして、コンドルセの起草によるジロンド人権宣言草案は、若干の修正をうけながらも基本的に六人委員会案に継承され、国民公会での審議を経て、五月二十九日に採択された。この確定条項は、モンターニュ派主導期の六月二―三日に、エロー・ド・セシエルによって突然新たな人権宣言草案が提出されるまで維持されたものである。このように、ジロンド人権宣言草案が、モンターニュ派主導期においても基本的に維持されたことは、ジロンド・モンターニュ両憲法草案における連続性を知るうえで重要な意味をもつ。国民公会の政治勢力がジロンド派からモンターニュ派に移行する過渡的段階での憲法案審議には、確かにジロンド派とこれを攻撃するモンターニュ派との間に憲法原理上の差異が現れていた。しかし、オーラールらによって、両派の対立が政治的なものであることが指摘されているように、両派の憲法原理の差異は必ずしも本質的なものではなく、両派の議論からはむしろ憲法原理上の近似性を見出すことができる。<sup>(9)</sup> すなわち、一般に言われる一七九三年憲法の民主的・急進的性格は、モンターニュ草案のなかで突然現れたものではなく、ジロンド草案の審議のなかですでに形成されていたといえることができる。この意味で、国民公会での憲法案審議の経過については、後に一瞥しておく価値があると思われる。

(b) モンターニュ派主導期（一七九三年六月）

① 一七九三年五月三十一日―六月二日の政変でジロンド派議員が逮捕され、モンターニュ派が国民公会の実質的な多数派となつて公安委員会の権力を完全なものとした後は、憲法制定作業もモンターニュ派主導のもとに進められた。すでにみたように、五月二十九日に公安委員会内で任命された五人の憲法起草委員は、皆モンターニュ派であつた。憲法制定を急いだ彼等は、チュリオの提案で憲法審議を毎日行うことを決定し、六月一日の国民公会に、エロー・ド・セシェルが起草した憲法草案（モンターニュ憲法草案）を提出した。<sup>(10)</sup> この憲法草案は、ジロンド憲法草案に比して簡潔明瞭なものであり、ジロンド憲法草案の欠点を修正し、より民主的な内容を盛ることを意図して作成されていた。しかし、これに先行する人権宣言については、ジロンド人権宣言草案を基調とする五月二十九日の採択案がほとんどそのまま提出された。その詳細は後にみるが、このようにエロー・ド・セシェルが六月二日以前の人権宣言案を維持した理由については、以下のように理解することができるであらう。

(i) 当時のモンターニュ派にとっては一日も早い憲法の制定が必要であり、人権宣言草案についての全面的な審議のやり直しは時間的にも無駄と考えられたこと。(ii) モンターニュ派にとって、ジロンド人権宣言草案は、原理上、必ずしも絶対的に受入れられないものではなく、後にみるような抵抗権等に関する若干の諸規定を除いては、両派間に本質的な見解の対立はなかつたと思われること。(iii) 国民公会における憲法制定作業に一貫性をもたせるため、五月三十一日―六月二日の政変の前後の連続性を保持する必要があつたこと。また、ロベスピエールが公安委員会に参加する以前の六月一日の段階では、政治的主導権はまだモンターニュ主流派とバレールらの平原派にあり、六月二日以前とさしたる断絶状態はなかつたこと、などが考えられる。(少なくとも、公安委員会で、バレールらが主導権をもつていたこの段階では、モンターニヤールにとっては穏健派の勢力を結集することが必要であつた。したがって、例えば、ロベスピエールの人権宣言草案〔ジャコバン憲法委員会案〕あるいはこれに類するモンターニ

ヤールの新人権宣言草案を、五月二十九日草案にかえて即座に提出しうるような状況でなかったことは明らかである。<sup>(11)</sup>

②こうして、翌六月一日から、公安委員会提出の新憲法草案についての逐条審議が国民公会で行われた。<sup>(12)</sup> まず、一日には、共和国に関する第一章、人民の区分に関する第二章、市民の身分に関する第三章、人民主権に関する第四章の途中まで、審議・採択された。さらに、一二日には、第四章から第一次集会に関する第五章、国民代表に関する第六章の途中まで、一四日には、第六章の終りまで進んだ。一五日には、審議が保留されていた若干の条文(第四章二条)の採択に続いて、選挙人会に関する第七章、立法府に関する第八章、立法府の会議に関する第九章、立法府の権能に関する第十章、法律の制定に関する第十一章の途中まで審議・採択された。一六日には、法律とデクレの標題に関する第十二章、執行評議会に関する第十三章、執行評議会と立法府の関係についての第十四章、大陪審に関する第十五章(後に変更)、地方行政府に関する第十六章、民事裁判に関する第十七章まで、一気に進んだ。ついで一七日には、刑事裁判に関する第十八章、破産院に関する第十九章、公租に関する第二十章、国庫に関する第二十一章、決算に関する第二十二章、軍隊に関する第二十三章まで進み、最後に、一八日に、国民公会に関する第二十四章、諸外国との関係に関する第二十五章、諸権利の保障に関する第二十六章の審議・採択を終えた。その後、いくつかの留保条項についての審議を経て、六月二四日に憲法条項の審議を一通り終了した。

以上のような過程は、六月二日以前の憲法案審議段階とは異なっており、きわめて順調に進められた。この時期には、憲法案審議を主導したモンターニュ主流派および平原派と、ロベスピエールらモンターニュ左派との間で議論が展開されたが、概ね後者の政治的妥協によって議事が進展したといっても過言ではない。このような状況からすれば、そのまま一七九三年憲法全体の制定作業が終了するかにみえたが、憲法案審議を終えた六月二三日に、エロ・ド・ド・セシエールが、突如として、三五カ条からなる新人権宣言草案を提出した。<sup>(13)</sup> その理由は、単に表現上の不備

を改める為と説明され、モンターニュ憲法草案との原理上の適合性については何も言及されなかった。しかも、憲法制定作業の完了をひかえた国民公会の混乱のなかで、新人権宣言草案は、なんらの審議もないまま、一括して即座に採択された。そして、翌二四日に、一七九三年憲法の全文が熱狂のうちに採択されたのである。

こうして、一七九三年憲法はモンタニヤールの手で制定された。六月一〇日からわずか二週間後において、シロンド草案を基礎とする旧人権宣言案が放棄され、モンターニュ派の新たな人権宣言が採択された。このようにモンターニュ派主導期のものできわめて短期間のうちに憲法制定作業が終了した背景には、いわゆるジャコバン独裁にむかつて歩を進め始めた政治状況の変化をみてとることができる。すなわち、ロベスピエールらジャコバン派は、憲法草案審議において次第に当初の態度を改め、全面的に一七九三年憲法の早期成立に協力した。<sup>(13)</sup>そして、成立した一七九三年人権宣言のなかにはロベスピエールの人権原理の影響も認められる。

これに対して、民衆の憲法原理を体系化して国民公会にもその草案を提出していたアンラジエらは、制定された一七九三年憲法の内容に対して批判的な態度をとり続けた。そのリーダーの一人、ジャック・ルーは、憲法制定の翌日六月二五日に、国民公会でコルドリエ・クラブとグラヴィリエ・セクションを代表して、憲法に対する批判をこめた演説を行った。<sup>(14)</sup>このように、一七九三年憲法の制定過程には、革命各派の憲法原理の異同が顕著に示されていた。ロベスピエール派やアンラジエら各派の憲法原理については、政治的妥協によるものと本来的なそれとの区別に留意しつつ、後に具体的に検討するが、その前に、モンターニュ派主導期におけるロベスピエールの政治的妥協の過程も含めて、国民公会での審議過程の要点について観ておくことにしよう。

(一) 一七九三年憲法制定過程については主として次の文献を参照しよう。A. Anlard, *Histoire politique de la Révolution française, 1926*, pp. 279 et s.; A. Mathiez, "La Constitution de 1793", *Annales historiques de la Révolution française, 1928*, pp. 497 et s.; J. Godechot, *op. cit.*, pp. 273 et s.; M. Deslandre, *op. cit.*, t. 1, pp.



- 256 et s.; M. Ternaux, Histoire de la Terreur, t. 7, pp. 181—214, t. 8, pp. 55—100; Barante, Histoire de la Convention nationale, t. III, 1852, (reprint, 1976) pp. 36 et s.
- (2) このほかには補欠委員としてアンソール・ホロー・ド・サン・ル・ラン・ド・タン(Lanthenas)・ジャン・ド・タン(Jean Debry)・フオーンシヨ(Fauchet)・ラヴァンティエ(Lavicomterie)が選出された。(A. Aulard, op. cit., p. 280; A. P., I. s., t. 52, p. 232, p. 455) だがこの憲法委員会の構成については「トナント」を著したジャン・ド・タン派の著者(A. Mathiez, op. cit., p. 497)・ノルター・ジャン・ド・タン・シヤトリス・アンソールを著したジャン・ド・タン派の著者(G. Walter, Robespierre, 1946, p. 497)。
- (3) A. P., I. s., t. 52, pp. 576—577. 原注三冊(『トナント革命と憲法(上)』)五六一—五七頁 [『トナント革命と憲法(下)』一七九—二〇四頁] 参照。
- (4) A. Aulard, La Société des Jacobins, t. IV, 1892, p. 386. シヤトリスの著述では、憲法委員会のメンバーのうち「ジャン・ド・タン」・アンソール・サン・ルの三人が「我々の仲間」であり、三派六の対立があると思われる。著者のシヤトリス・タランビエロン・サン・ルは少なくともジャン・ド・タン派と同視されようであったことがわかる。ノルター・ジャン・ド・タンは「ジャン・ド・タン派」の中心人物であると著者は述べている。A. Aulard, Histoire politique de la Révolution française, p. 280 参照。
- (5) A. Aulard, Histoire politique de la Révolution française, p. 286; La Société des Jacobins, t. V, 1895, pp. 29—30.
- (6) A. Aulard, Histoire politique de la Révolution française, p. 282; La Société des Jacobins, t. V, p. 32.
- (7) A. Aulard, Histoire politique de la Révolution française, p. 287.
- (8) A. P., I. s., t. 65, pp. 579 et s.
- (9) A. Aulard, Histoire politique de la Révolution française, p. 286. 原注「トナント」一九三三年憲法ジャン・ド・タン「主權者」『憲法雑誌』一六巻「ローバート」参照。
- (10) 以下の引用は「ジャン・ド・タン」の著述を参照。A. P., I. s., t. 66, pp. 256 et s. (10 juin), pp. 282—284 (11 juin), pp. 451—455 (12 juin), pp. 517—519, pp. 521—522, pp. 529—530 (14 juin), pp. 540 et s. (15 juin), pp. 572 et s. (16 juin), pp. 601—604 (17 juin), pp. 673 et s. (18 juin), pp. 706 et s. (19 juin); A. P., I. s., t. 67, pp. 22 et

s. (20 juin), pp. 106 et s. (23 juin), pp. 138 et s. (24 juin).

(12) A. P., I. s., t. 67, pp. 106 et s.

(13) 六月一〇日に新憲法草案がエロー・ド・セシエルによって公表された後、ジャコモン・クラブ内では、ロベスピエールがこれに対する賛辞を述べた。しかし、シャボは、この草案が、パンを欠く人々にそれを保障することを忘れており、自由に対する十分な保障を与えていない、総じて民衆の境遇に対する配慮が足りないという趣旨の反対意見を述べたことが注目される。A. Aulard, *La Société des Jacobins*, t. V, pp. 245—249; M. Ternaux, *op. cit.*, t. 8, p. 57 参照。

(14) A. P., I. s., t. 67, pp. 457 et s. その内容については後に検討する。

## (2) 国民公会での審議と条文の変遷

以上のように、一七九三年憲法の制定過程はジロンド派主導期とモンターニュ派主導期に二分され、その前者では主として人権宣言草案が、その後者では主として憲法草案が審議された。ここでは、国民公会での審議の要点と条文の変遷過程を概観する。

### (a) ジロンド派主導期

人権宣言草案については、ジロンド草案(コンドルセ案)を基調とする原案をバレールが六人委員会を代表して国民公会に提示し、これを逐条審議の上修正する形で各条項を確定した。「すでにみたように、この確定案の全文は、五月二九日にバレールによって報告され、採択された。また、それは六月一〇日にエロー・ド・セシエルによって提示された新憲法草案の冒頭に付されたものである。さらに、六月二三日にエロー・ド・セシエルによって提示された人権宣言草案は、二四日に採択されて一七九三年憲法の一部として成立した。これらの四案(①ジロンド草案、②六人委員会原案、③五月二九日確定案、④六月一〇日モンターニュ草案、⑤六月二三日モンターニュ人権宣言新案、一七九三年憲法人権宣言)における諸条項の変遷は、次の一覧表のとおりである。」

〔表1〕 人権宣言条項の変遷

<p>ジロンド人権宣言草案 (2・15) 〔コンドルセ報告〕</p>	<p>六人委員会原案 (修正の有無)</p>	<p>確定案 (5・29) 〔バレール報告〕 ロモンタニーユ草案 (6・10) 〔エ セル報告〕</p>	<p>モンタニーユ人権宣言新案 (6・23) 〔エロー・ド・セシユール報告〕 二 七九三年憲法人権宣言 (6・24)</p>
<p>標題 「人間の自然的・市民的・政治的諸権利の宣言」</p> <p>前文 社会における人間のあらゆる結合の目的は、その自然的・市民的・政治的諸権利の保持にある。ゆえに、これらの諸権利は、社会契約の基礎である。その確認およびその宣言は、これらの諸権利の保障を確保する憲法に先行しなければならない。</p>	<p>同上</p> <p>前文 議論① 憲法の基礎</p>	<p>有</p> <p>有 前文</p>	<p>標題 「社会における人間の諸権利の宣言」</p> <p>削除</p>
<p>前文 フランス人民は、人間の自然的諸権利についての忘却と軽蔑が世界の不幸の唯一の原因であることを確認し、これらの神聖で譲りわたすことのできない諸権利を厳肅なる宣言において明らかにすることを決意した。すべての市民が、政府の行為をたえずあらゆる社会制度の目的と比較でき、専制により墮落においやられるのを決して放置せず、人民が、常に目の前にその自由と幸福の基礎を置き、行政官がその義務の規律を、立法者がその任務の目的を置くことができるために。そして、フランス人民は、最高存在の御前に、以下のような人間および市民の権利宣言を発する。</p>			

<p>ジロンド人權宣言草案(2・15) 〔コンドルセ報告〕</p>	<p>六人委員会原案 (修正の有無)</p>	<p>確定案(5・29)〔バレル報告〕 II モンターニユ草案(6・10)〔エ ロー・ド・セシユル報告〕</p>	<p>モンターニユ人權宣言新案(6・23) 〔エロー・ド・セシユル報告〕II 七九三年憲法人權宣言(6・24)</p>
<p>1条 人間の自然的・市民的・政治 的諸權利は、自由、平等、安 全、所有、社会的保障および 圧制に対する抵抗である。</p>	<p>1条 議論② 權利の体系</p>	<p>1条 社会における人間の諸權利 は、平等、自由、安全、所有、 社会的保障および圧制に対す る抵抗である。</p>	<p>1条 社会の目的は、共同の幸福で ある。政府は、人間にその自 然的で時効にかかることのない 諸權利を保障するために設 立される。</p>
<p>2条 自由とは、他人の諸權利に反 しないすべてのことをなしう ることにある。かくして、各 人の自然的諸權利の行使は、 社会の他の成員に同じ諸權利 の享有を確保すること以外の 制約をうけない。</p>	<p>2条(旧7条) 議論③ 平等</p>	<p>2条 平等とは、各人が同等の權利 を享有しうることにある。</p>	<p>2条 これらの諸權利は、平等・自 由・安全・所有である。</p>
<p>3条 自由の保持は、一般意思の表 明である法律への服従に依つ てなされる。法律によって禁 止されていないすべてのこと は妨げられず、何人も法律が 命じていない行為を強制され ることはありえない。</p>	<p>3条(旧8条) 無</p>	<p>3条 法律は、それが褒賞を与える にせよ処罰するにせよ、保護 するにせよ、禁止するにせよ、 すべての人にとつて同等でな ければならない。</p>	<p>3条 すべての人は、本質的に平等 であり、法の前に平等である。</p>
<p>4条 すべての人は、自由にその思 想・意見を表明することがで きる。</p>	<p>4条(旧9条) 無</p>	<p>4条 すべての市民は、あらゆる地 位、職務、公職に就くことが できる。自由な人民は、それ らの選定において才能と德行 以外の選択理由を認めない。</p>	<p>4条 法律は、一般意思の自由にし て敢断な表明である。それ は、保護するにせよ処罰する にせよ、すべての人にとって 同等である。それは、社会に</p>

<p>7条 平等とは、各人が同等の権利を享有しうることにある。</p>	<p>6条 すべての人は、その祭祀の施行において自由である。</p>	<p>5条 出版および他のすべての方法で思想を公表する自由は、禁止され、停止され、制限されることはできない。</p>
<p>7条(旧5条) 議論④ 信教・出版の自由</p>	<p>6条(旧4条) (旧6条削除)</p>	<p>5条(旧2条) 原案修正</p>
<p>無</p>	<p>無</p>	<p>有</p>
<p>7条 出版および他のすべての方法で思想を公表する自由は、禁止され、停止され、制限されることはできない。</p>	<p>6条 すべての人は、自由にその思想・意見を表明することができる。</p>	<p>5条 自由とは、他人の諸権利に反しないすべてのことをなしうることにある。それは、「自分がされたくないことを他人にしてはならない」という格率に基礎をおく。</p>
<p>7条 出版の方法あるいは他のすべての方法によって思想および意見を表明する権利、平穩に集会する権利、祭祀の施行の自由は、これを禁止することができない。——これらの諸権利を宣明する必要があるの</p>	<p>6条 自由とは、他人の諸権利を害しないことはすべてをなしうる権能である。それは、淵源として自然を、規律として正義を、防塞として法律をもつ。その道徳的な限界は、自分がされたくないことを他人にしてはならない」という格率にある。</p>	<p>5条 すべての市民は、等しく公職に就くことができる。自由な人民は、その選挙において才能と德行以外の選択理由を認めない。</p> <p>とって正当でかつ有用なことのみに命ずることができる。それは、社会にとって有害なことを禁止できる。</p>

<p>ジロント人權宣言草案(2・15) 〔コンドルセ報告〕</p>	<p>8条 法律は、それが褒賞を与えるにせよ処罰するにせよ、保護するにせよ、禁止するにせよ、すべての人にとって同等でなければならぬ。</p>	<p>9条 すべての市民は、あらゆる地位、職務、公職に就くことができる。自由な人民は、それらの選定において才能と徳行以外の選挙理由を認めない。</p>	<p>10条 安全とは、社会が、各市民に対して、その身体、財産および諸権利の保全のために与える保護にある。</p>
<p>六人委員会原案 (修正の有無)</p>	<p>8条(旧3条)</p>	<p>9条(旧10条)</p>	<p>10条(旧11条)</p>
<p>確定案(5・29)〔バレル報告〕 II モンターニユ草案(6・10)〔エロー・ド・セシユール報告〕</p>	<p>8条 自由の保持は、法律への服従に依つてなされる。法律によつて禁止されていないすべてのことは妨げられることはできない。また、何人も、法律が命じていない行為を強制されることはありえない。</p>	<p>9条 安全とは、社会が、各市民に対して、その身体、財産および諸権利の保全のために与える保護にある。</p>	<p>10条 何人も、法律の定める場合で法律の定める形式によらなければ裁判に召喚され、訴追され、逮捕され、拘禁されない。しかし、法律の權威により召喚又は逮捕された者はすべて、直ちに服従しなければならぬ。抵抗する者はすべて有罪となる。</p>
<p>モンターニユ人權宣言新案(6・23)〔エロー・ド・セシユール報告〕II 七九三年憲法人權宣言(6・24)</p>	<p>8条 安全とは、社会が、その各構成員に対して、その身体、諸権利および財産の保全のために与える保護にある。</p>	<p>9条 法律は、為政者の抑圧に対して、公的および個人的自由を擁護しなければならない。</p>	<p>10条 何人も、法律の定める場合で法律の定める形式によらなければ訴追され、逮捕され、拘禁されない。しかし、法律の權威により召喚又は逮捕され提訴された者はすべて、直ちに服従しなければならぬ。抵抗によつて有罪となる。</p>

11条	何人も、法律の定める場合で法律の定める形式によらなければ裁判に召喚され、訴追され、逮捕され、拘禁されない。市民に対してなされるその他の行為はすべて恣意であり、無効である。	11条(旧12条)	有	11条	法律の定める場合以外に、法定手続きに反してなされた行為はすべて恣意的であり、無効である。かかる行為をされようとした人は、すべて力によって力を排除する権利をもつ。
12条	これらの恣意的行為を教唆し、唱道し、署名し、実行し、あるいは実行させた者は、有罪であり、処罰されなければならない。	12条(旧13条)	無	12条	これらの恣意的行為を教唆し、唱道し、署名し、実行し、あるいは実行させた者は、有罪であり、処罰されなければならない。
13条	これらの行為をされようとした市民は、すべて力によって力を排除する権利をもつ。しかし、法律の権威により、法律の定める手続によって召喚又は逮捕された者はすべて、直ちに服従しなければならぬ。抵抗する者はすべて有罪となる。	13条(旧14条)	無	13条	何人も、有罪の宣告までは無罪と推定される。ゆえに、逮捕が不可欠と判断された場合も、その身体を保全するために必要でない厳しい取扱いには、すべて法律によって固く禁じられなければならない。
14条	何人も、有罪の宣告までは無罪と推定される。ゆえに、逮捕が不可欠と判断された場合も、その身体を保全するために必要でない厳しい取扱いに必要でない厳しい取扱い	14条(旧15条) (旧16条前段)	有	14条	何人も、犯罪に先立って制定され、公布され、適法に施行された法律によらなければ、処罰されえない。法律が存在する以前になされた犯罪を処罰されえない。法律が存在す
				14条	何人も、正当に召喚され又は聴聞された後で、しかも犯罪に先立って公布された法律によらなければ、裁判され、処罰されえない。法律が存在す

<p>「シロンド人権宣言草案(2・15)」 「コンドルセ報告」</p>	<p>は、すべて法律によって固く禁じられなければならない。</p>	<p>15条 何人も、犯罪に先立って制定され、公布され、適法に施行された法律によらなければ、処罰されない。</p>	<p>16条 法律が存在する以前になされた犯罪を処罰する法律は、恣意的である。法律に与えられた遡及効は犯罪である。</p>	<p>17条 法律は、一般の安全にとって、厳密に、かつ明白に必要な刑罰のみを科さなければならぬ。刑罰は、犯罪に比例し、社会にとって有益なものではない。</p> <p>18条 所有権とは、すべての人が、その財産、資本、収入および事業を、意のままに処分する</p>
<p>六人委員会原案 (修正の有無)</p>	<p>15条(旧16条 後段)</p>	<p>16条(旧17条)</p>	<p>17条(旧18条) 議論⑤ 所有権</p>	<p>18条(旧19条)</p>
<p>確定案(5・29)「バレール報告」 「モンターニュ草案(6・10)」 「エロー・ド・セシエル報告」</p>	<p>罰する法律は、恣意的である。</p>	<p>15条 法律に与えられた遡及効は犯罪である。</p>	<p>16条 法律は、一般の安全にとって、厳密に、かつ明白に必要な刑罰のみを科さなければならぬ。刑罰は、犯罪に比例し、社会にとって有益なものではない。</p>	<p>17条 所有権とは、すべての人が、その財産、資本、収入および事業を、意のままに処分する主体であることにある。</p>
<p>モンターニュ人権宣言新案(6・23) 「エロー・ド・セシエル報告」 「七九三年憲法人権宣言(6・24)」</p>	<p>る以前になされた犯罪を処罰する法律は、専制的である。法律に与えられた遡及効は犯罪である。</p>	<p>15条 法律は、厳密に、かつ明白に必要な処罰のみを科さなければならぬ。刑罰は、犯罪に比例し、社会にとって有益なものではない。</p>	<p>16条 所有権は、任意にその財産、収入、労働および事業の成果を享受し処分する、すべての市民に属する権利である。</p>	<p>17条 いかなる種類の労働、耕作、商業も、市民の事業としてこれを禁止することはできない。</p> <p>18条 すべての人は、その労働、時間について契約することはできるが、自らを売買すること</p>



主体であることにある。	19条	すべての人は、いかなる種類の労働、商業、耕作も禁止されず、あらゆる種類の生産物をつくり、販売し、輸送することができる。
	20条	すべての人は、その労務、時間を契約することはできないが、自らを売買することはできない。その身体は譲渡する所有物ではない。
	21条	何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ正当な事前の補償の条件の下でなければ、その同意なしに、財産の最小部分も奪われることはできない。
	19条(旧20条)	すべての人は、その労務、時間を契約することはできるが、自らを売買することはできない。その身体は譲渡する所有物ではない。
	20条(旧21条)	何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ正当な事前の補償の条件の下でなければ、その同意なしに、財産の最小部分も奪われることはできない。
	21条(旧22条)	いかなる租税も、公益および公共の必要に供するためでなければ設定されることはできない。すべての市民は、自らあるいは、代表者を通じて、租税の設定に参与し、官吏を監視し、それに報告させる権
	無	
	無	
	有	
	19条	何人も、適法に確認された公の必要がそれを要求する場合で、かつ正当な事前の補償の条件の下でなければ、その同意なしに、財産の最小部分も奪われることはできない。
	20条	いかなる租税も、公益のためになければ設定されることはできない。すべての市民は、租税の設定に参与し、官吏を監視し、それに報告させる権利をもつ。
	21条	公的扶助は、社会の神聖な義務である。社会は、不幸な市民に対して労働を確保することに、または労働しえない者に生活手段を保障することに、その生存について責務をおう。

<p>「シロンド人権宣言草案(2・15)」 〔コンドルセ報告〕</p>	<p>六人委員会原案 (修正の有無)</p>	<p>確定案(5・29)〔パレル報告〕 II モンターニュ草案(6・10)〔エ ロ・ド・セジュール報告〕</p>	<p>モンターニュ人権宣言新案(6・23) 〔エロ・ド・セジュール報告〕II 七九三年憲法人権宣言(6・24)</p>	<p>22 条 いかなる租税も、公益および 公共の必要に供するためでな ければ設定されることはでき ない。すべての市民は、自らあ るいはその代表者を通じて、 租税の設定に参与する権利を もつ。</p>	<p>22 条(旧 23 条) 議論⑥</p>	<p>22 条 初等教育は、すべての人に必 要であり、社会は、すべての 成員に対して等しくそれを行 う義務をおう。</p>	<p>22 条 教育は、すべての人に必要で ある。社会は、全力をあげて 公共の理性の進歩を助長し、 全市民のもとに教育をおこな なければならない。</p>	<p>23 条 初等教育は、すべての人に必 要であり、社会は、すべての 成員に対して等しくそれを行 う義務をおう。</p>	<p>23 条(旧 24 条)</p>	<p>23 条 公的扶助は、社会の神聖な義 務である。その範囲および適 用については法律によって定 められる。</p>	<p>23 条 社会的保障は、各人に諸権利 の享受と行使を保障するため の万人の行為のなかにある。 それは国民主権に基礎づけら れる。</p>	<p>24 条 公的扶助は、社会の神聖な義 務である。その範囲および適 用については法律によって定 められる。</p>	<p>24 条(旧 25 条) 議論⑦</p>	<p>24 条 社会的保障は、各人に諸権利 の享受と行使を保障するため の万人の行為のなかにある。 それは国民主権に基礎づけら れる。</p>	<p>24 条 公務の限界が法律によって明 確に定められず、すべての公 務員の責任が確立されていな いときは、社会的保障は存在 しない。</p>	<p>25 条 人間の諸権利の社会的保障 は、国民主権に基礎づけられ る。</p>	<p>25 条(旧 26 条)</p>	<p>25 条 公務の限界が法律によって明 確に定められず、すべての公 務員の責任が確立されていな いときは、社会的保障は存在 しない。(旧 29 条)</p>	<p>25 条 主権は人民に属する。それは、 単一・不可分で時効にかから ず、不可譲である。</p>	<p>26 条 主権は、単一・不可分で時効</p>	<p>26 条(旧 27 条)</p>	<p>26 条 主権は、本質的に人民全体に</p>	<p>26 条 人民のいかなる部分も、人民</p>
---	----------------------------	--	---	--	-----------------------------	---	---	---	---------------------	---	---	---	-----------------------------	---	--	---	---------------------	--	--	-------------------------------	---------------------	-------------------------------	-------------------------------

<p>30条 すべての市民はその「社会的」保障に参加し、法律の名において諮問された時は法律に効力を与えなければならぬ。</p>	<p>29条 公務の限界が法律によって明確に定められず、すべての公務員の責任が確立されていないときは、社会的保障は存在しない。</p>	<p>28条 市民のいかなる部分も、いかなる個人も、主権を自らのものとすることはできず、いかなる権力も行使することができず、法律の正式の委任によらなければいかなる公務を果たすこともできない。</p>	<p>27条 主権は、本質的に人民全体にあり、各市民は、その行使に参与する同一の権利をもつ。</p>
<p>30条(旧33条)</p>	<p>29条(旧30条) 削除 旧31条を繰上 議論⑧</p>	<p>28条(旧29条)</p>	<p>27条(旧28条)</p>
<p>無</p>	<p>有</p>	<p>有</p>	<p>有</p>
<p>30条 人民は、常にその憲法を再検討し、修正し、変更する権利をもつ。ある世代が将来の世代をその法律に従わせる権利はない。職務の世襲は、すべ</p>	<p>29条 すべての自由な統治において、社会を形成する人は圧制に抵抗する合法的手段をもたなければならぬ。この手段が無力である時は、蜂起がもつとも神聖な義務である。</p>	<p>28条 何人も、いかなる場合も、法律の正式の委任によらなければいかなる権威も行使しえず、いかなる公務も果たすことはできない。</p>	<p>27条 市民のいかなる部分も、いかなる個人も、主権を自らのものとすることはできない。何人も、いかなる場合も、法律の正式の委任によらなければいかなる権威も行使しえず、いかなる公務も果たすことはできない。</p>
<p>30条 公務は、本質的に一時的なものである。それは、特典又は褒賞とみなされることはできず、義務とみなされる。</p>	<p>29条 各市民は、法律の制定、およびその受任者もしくはその代理人の選任に参加する平等な権利をもつ。</p>	<p>28条 人民は、常にその憲法を再検討し、修正し、変更する権利をもつ。ある世代が将来の世代をその法律に従わせることはできない。</p>	<p>27条 全体の権力を行使することはできない。しかし、集合した主権者の各部分は、完全に自由で、その意思を表明する権利をもたなければならない。主権を篡奪するすべての個人は、自由な人々によって、即座に死刑に処せられる。</p>

<p>33条 人民は、常にその憲法を再検討し、修正し、変更する権利</p>	<p>32条 法律が、それよって守られるべき自然的・市民的・政治的諸権利を侵害するとき、圧制が存在する。法律が、個々の事案への適用に際して公務員によつて侵害されるとき、圧制が存在する。恣意的な行為が、法律の表明に反して市民の諸権利を侵害するとき、圧制が存在する。すべての自由な統治のもとでは、この各種の圧制に対する抵抗の形態は、憲法で規定されなければならない。</p>	<p>31条 社会を形成する人々は、圧制に抵抗する合法的な手段をもたなければならない。</p>	<p>「シロンド人権宣言草案（2・15）」 〔コンドルセ報告〕</p>
<p>(旧32条削除)</p>			<p>六人委員会原案 (修正の有無)</p>
<p>て不合理であり、専制的である。</p>			<p>確定案(5・29)〔バレー報告〕 ロモンターニユ草案(6・10)〔エロー・ド・セシエール報告〕</p>
<p>33条 他の諸権利の帰結である。</p>	<p>32条 公権力の担当者に対して請願を提出する権利は、いかなる場合もこれを禁止し、停止し、制限することはできない。</p>	<p>31条 人民の受任者およびその代理人の犯罪は、決して処罰されずに放置されてはならない。いかなる市民も、自己が他の市民よりも不可侵であると主張することはできない。</p>	<p>モンターニユ人権宣言新案(6・23)〔エロー・ド・セシエール報告〕 七九三年憲法人権宣言(6・24) 11</p>

をもつ。ある世代が将来の世代をその法律に従わせる権利はない。職務の世襲は、すべて不合理であり、専制的である。

				34条	社会の構成員の一人でも抑圧される時は、社会に対する圧制が存在する。社会が抑圧されるときは各構成員に対する圧制が存在する。
35条	政府が人民の諸権利を侵害するとき、蜂起は、人民および人民の各部分にとって最も神聖な権利であり、最も不可欠な義務である。				

(ジロンド人権宣言草案および五月二九日確定案の傍線は筆者による。国民公会の審議によって変更が生じた箇所を示す。)

ここでは、①ジロンド草案、②六人委員会原案、③五月二九日確定案の比較によって明らかのように、国民公会の審議によってジロンド草案の規定内容に変更が加えられた部分は全般に少なく、多くの修正は条文編成上のものであることがわかる。「一覽表参照。修正部分には傍線を施してある」。また、エロー・ド・セシエルが起草したモンターニュ人権宣言新案Ⅱ一七九三年憲法人権宣言を比較に加えた場合にも、憲法原理上の本質的な対立を指摘するほどの差異は認められない。一七九三年憲法制定過程とりわけ人権宣言制定過程におけるジロンド草案とモンターニュ草案(一七九三年憲法)との連続性が主張される所以である。さらに、ジロンド派・モンターニュ派の人権原理の異同については、(次章の憲法理論的な検討のみならず)国民公会での審議経過についての実証的な検討によ

っても示される。四月一五日以降の国民公会審議で議論された論点は、概ね次の八項目にまとめることができる。

①憲法の基礎……一七九三年四月一五日、国民公会で六人委員会案審議の日程が検討された際にまず議論になったのは、人権宣言草案と憲法草案のいずれを先議するかという問題であった。<sup>(1)</sup>これについて、ジロンド派のビュゾは、憲法問題の審議において、基本的な諸原理など憲法の基礎についての討議から始めるべきことを主張した。<sup>(2)</sup>ビュゾの見解は、最も優先的な問題は、真の人権宣言ともいふべき社会契約の問題であり、民主的な政府の構成の問題でもあるという考えを含み、人権宣言がどんな憲法にも調和するような形而上的で抽象的なものとなることを避けようとする趣旨に出ている。これに対して、ロムは、社会の構成に関して議論するのは、(その目的を示した)人権宣言についての議論を経た後であるべきことを主張し、六人委員会の報告者ランジュイネもこれを支持した。

また、ロベスピエールは、ルソーにも言及して、憲法の基礎とは人権に他ならないこと、人権の保持が政府の目的であることを強調し、人権宣言草案の先議を主張する長演説を行った。その後、国民公会は毎週月・水・金曜日に人権宣言草案の一般討議を行うことを宣示した。この過程では、人権問題を優先することについて、多数の見解は一致していたといえる。

②権利の体系……コンドルセ起草のジロンド草案では、人権宣言の標題は「人間の自然的・市民的・政治的諸権利の宣言」とされ、前文および第一条においてもこのような権利の三分説が提示されていた。憲法委員会のバレールも、このような諸権利の区別を前提として前文と第一条を審議に付した。<sup>(3)</sup>これに対して、ジロンド派のラボー・サン・テティエンヌ (Rabaut-Saint-Etienne) は、このような権利の三分説に反対し、とくに、社会状態に入る際に放棄されたと解される自然的権利を他の諸権利と同列において保持することに對して異議を述べた。ここでは、例えば、平等は自然状態においては存在せず、社会状態においてこの自然的な不平等が是正されたことなどが主張された。これに対して、バレールは、人間は自由や平等などの諸権利を自然から受け取ったとして、人権宣言に自然

権を掲げることを強調したが、やはりモンターニュ派のラスルス (Lasource)<sup>(4)</sup>らの議論を呼んだ。ついで、ロムが、自然権を認める立場から神 (Dieu suprême) の存在を明示することを主張した。しかし、ジロンド派のヴェルニョーがこれを制し、自然権についての用語上の問題を検討した上で、原案の三分説を排して次のような修正案を提示した。「社会における人間の諸権利は、平等・自由・安全・所有・社会的保障・圧制に対する抵抗である」と。国民公会は、このヴェルニョーの修正案を人権宣言第一条として満場一致で採択した。以上の経過からは、(i)国民公会に自然権をめぐるルソー的な認識が浸透していたこと、(ii)ジロンド派より、むしろ平原派やモンターニュ派の方に神の存在を前提とした自然権の支持論が強いこと、(iii)三分説は結局排除されたが、自然的権利と市民的権利を区別する考え方はある程度浸透していた(但し、見解の不統一も存在する)こと、などが窺える。また、成立した一七九三年憲法人権宣言前文には神(最高存在)の語が明示され、第一条・第二条に自然権の保障が掲げられたが、それは以上のような議論を背景にしたものであることがわかる。

③平等……報告者のバレールは、平等を諸権利の筆頭に移したことを受けて、平等の定義についての旧(ジロンド人権宣言草案)七条(「平等とは、各人が同等の権利を享有しうることにある」)<sup>(5)</sup>を第二条においた。これについては、フェロー (Féraud) が「各社会における諸権利の行使は、社会の他の構成員にそれと同等の権利の享有を保障すること以外の限界をもたない」という案を提示し、ジロンド派のドヌー (Danton) が旧七・八条を結合して「すべての人は法の前に平等である。法律はそれが褒賞を与える場合も処罰を与える場合も、保護する場合も禁止する場合も、すべての人にとって同一である」という案を提示した。また、後のテルミドル派の指導者で平原派のボアシ・ダングラ (Boissy d'Anglas) は、「平等とは、他人が享有する諸権利〔と同等の権利〕を完全に行使することにある」と定義した。ロベスピエールは、これらの定義がいずれも不完全であり、すべての人は理性と正義の前に平等である、として委員会案を支持した。バレールは、委員会案が、人間の平等を、自然から受け取ったすべて

の能力・権利の行使にまで拡大していることを説明し、ついで国民公会は原案を採択した。このようなわずかな審議経過のなかにも、平等を「法の前の平等」という原則として捉える立場と、権利の中に位置づけた上でその範囲を拡大しようとする立場が示されていた。とくに、バレールやポアシ・ダングラのように、平等を、権利取得（享有）の面から権利行使の面に拡大しようとする見解があったことは注目される。

④自由（出版の自由、信教の自由）……自由の定義について、バレールは旧二条の文言に若干の修正を加えた原案（第五条）を提示したが、これは異議なく支持された。自由権の内容については、まず、第七条（旧五条）の出版等の自由をめぐって議論が展開された。<sup>(6)</sup>すなわち、平原派のデュラン・メレーン(Durand-Maillane)は、出版等の自由には法律の留保が加えられるべきことを主張、ジロンド派のサル(Salle)も、一般的な自由についての制限を個別的な自由にも適用して、法律による制限を認めることを主張した。これに対して、ビュゾは、革命初期にその濫用を禁じる法律を自らも要求したにせよ、平時においてはいかなる法律もその自由を制限すべきでないことを主張した。ロベスピエールも、ビュゾの見解を批判した上で委員会案を支持したが、ここでは、出版の自由に反する法律も、明らかに革命のために制定される場合には不可欠である、という見解が示されていたことが注目される。<sup>(7)</sup>また、ロムも「国民主権を書し、その自由を危うくしない限り」という留保を付すことを提案したが、採決の結果、委員会原案が採択された。

ついで、第八条（旧六条）の信教の自由<sup>(8)</sup>については、このように社会契約と無関係な自由に関する規定を人権宣言に掲げる必要はない、とする見解がヴェルニョー、サルらによつて主張された。ダントンもヴェルニョーを支持したが、ジャンソネらはこれに反対した。この問題は、憲法の中に宗教に関する規定をおくか否かという重要な問題であり、憲法案審議まで延期が決定された。しかし、結局この条項は削除され、第八条には自由の保持に関する規定がおかれた。その後、安全すなわち人身の自由（市民的自由・個人的自由）に関する諸規定について一括審議



され、若干の議論と条項の組み換えを経て、第九一六条(旧一〇一七条)が確定された。

⑤所有……所有権規定について、バレルは、旧ジロンド草案どおりの原案を提示した。<sup>(9)</sup>このうち、第一七条(旧一八条)の所有権の定義について、「処分する (disposer)」の語義をめぐって若干の議論があった。モンターニュ派のジェニッシュ (Genissien) が、「disposer」の語は曖昧すぎ、遺言による財産譲渡も認めるようにみえる、と指摘したのに対して、ジャンソネは、ローマ人ならって使用権 (droit d'user et d'habuser) の語を用いることを提案し、ランジュイネが反対、同じジロンド派のルーヴェが「享有と使用の権利」とすることを提案した。結局、サルが、死後の処分は認めないことを留保して「disposer」の語を支持し、国民公会も原案どおり採択した。このほか、第二〇条の補償規定における「必要性 (nécessité)」の語をめぐって若干の議論が展開されたが、いずれも原案どおり可決された。<sup>(10)</sup>ここでは、デュノの発言にも示されたように、所有権は、自由・平等とならぶ神聖な人権であり、一般利益が厳密にかつ絶対的にそれを要求しない限り、所有権の犠牲は認められないものとされていた。所有権の審議においては、ジロンド派とモンターニュ派との間に何等の対立が存在しなかっただけでなく、異なる見解を表明していたロベスピエールも沈黙を守っていたことが注目される。

また、続く第二一条(旧二二条)の租税規定に関して、累進税を認めるか否かで議論があったが、結局、この問題は、後の憲法条項審議に委ねられた。<sup>(11)</sup>まず、モンターニュ派のヤコブ・デュボン (Jacob Dupont) が、租税には法律で定められた一定の制限と比例関係が伴わなければならないと提言したのに対して、モンターニュ派のシャルリエ (Charlier) やジロンド派のイスマール (Isnard) も経済的能力に応じた課税を主張した。ダントンもこの問題を累進税 (impôt progressif) の問題として重視したが、バレルと共に、憲法案審議に譲ることを主張した。この過程では、シャルリエの見解などに経済的平等への配慮が認められたが、ダントンは、すでに審議を終えた所有権規定との抵触を避けるために議論を回避したものと考えられる。さらに、第二二条の「代表者 (representants)」

の語を「受任者 (délégués)」に換へる事がシャルリエによって提案され、モンターニュ派のガラン・クーロン (Garran-Coulon) からも、前者は意思の表明者であるのに対して、後者は表明された意思の保有者にすぎないという差異があることが指摘された。この議論は、国民代表の本質問題の一端を示していたが、ビュノは、「代表」の語は、代議政体においても民主政体においても保持されること、そして、基礎に代表制をもつ政体のみならず、人民が法律を制定し施行する政体をも含むすべての政体に適合的な一般準則だけが問題であることを指摘した。結局、「彼らの (leurs) 「代表」という所有形容詞がダントンの提案によって削除されただけで「代表者」の語は維持され、官吏の監視権が追加されて第二条が確定した。

⑥初等教育、公的扶助の義務……第二条 (旧二三条) の初等教育の規定については、知育 (instruction) と德育 (education) との区別を前提として、これらの両者ともに規定すべきか否かが議論された。<sup>(12)</sup> ロムやチリオン (Thiri-on) は、両者とともに社会の義務として規定することを主張したが、ルー (L. F. Roux) が反対した。彼は、高等教育 (instruction développée) を市民の権利とは見做さず、德育を異なるものと解する委員会に同調して、原案どおりの採択を主張し、国民公会は第二条を可決した。

ついで第二三条 (旧二四条) の公的扶助<sup>(13)</sup>については、まず、モンターニュ派のウド (C. F. Oudot) が、委員会原案には、生存権の考えが明示されていないことを批判し、余剰をもつ者がそれを生活困難な同胞のために拠出することは義務であることを主張して次のような修正案を提示した。「一、その労働が生活費を賄うのに不十分である者はすべて、その能力を社会の奉仕に供することを申し出ることによって、社会の扶助を要求する権利をもつ。社会は、彼に扶助を与えることによって、乞食を禁じ、怠惰な人に労働を強制する権利をもつ。」「二、公的扶助は、子供と貧しい老廃者に対する、社会の義務である。その範囲と適用については法律で定められる」と。しかし、ロベスピエールの弟がこのような規定は従属を強めるとして批判し、ヴェルニョーもこれに賛成して次のような修正

案を提示した。「すべての人は、自己の労働により、あるいは公的扶助によって、生存する権利がある」と。このように、労働しうる場合としない場合の二つの生存権の形態があることについては、他の議員によっても承認された。国民公会は、最終的には委員会原案を採択したが、以上のような審議経過は、後の一七九三年憲法の人権宣言第二一条に反映されていることがわかる。

⑦社会的保障と国民主権……人権の社会的保障が国民主権に基礎をおくことを定めたジロンド草案第二五条は、バレールによって第二四条としてそのまま提出された<sup>(14)</sup>。まず、ガラン・クーロンは、この条文が非常に抽象的であることを批判し、「社会的保障は、各市民の諸権利を保護する社会の義務のなかにある。したがって、それは国民主権に基礎をおく」という修正案を提示した。ダントンは、「社会的保障」とは、諸権利の行使を各人に保障する万人の行為であることを明らかにし、国民主権が承認されている政体においては、それは自由と平等に基礎をおくことを主張した。これについては、自由・平等自体が権利であるからこれらは社会的保障の基礎には成りえないとするゴード (Gaudet) の反論その他の発言の後、バレールが登壇して確定案を採択した。バレールの発言の中では、自由・平等・安全・所有が主要な人権であり、これらの自然的権利の保障が社会の義務であること、主権がその保障にとって無力である時のみ各人に諸権利の享受を保障するための万人の行為が介入すること、などが示された。このような経過を経て確定された第二四条の文言は、そのまま、一七九三年憲法人権宣言第二三条に採用された。ここでも、ジロンド派主導期における審議が、モンターニュ派主導期に成立した一七九三年憲法のなかに反映されていることが示される。

<sup>(15)</sup> ついで、主権に関する第二五〜二七条 (旧二六〜二八条) の規定は、一括して提出され、全く議論なく採択された。ただ、バレールが第二八条として提示した旧二九条については、社会的保障に関連するところから第二五条に置き換えられた為、条文の変動がもたらされた。ここでは、民主政治においては公務員の有責性、公権力の制限が

必要であることがデユコラによって強調された。また、全市民が社会的保障に参与することを求める旧三〇条の規定は、第二四条の修正によって不要になったとして削除された。このように、主権条項についての審議に関する限り、条文の配列等に変更が加えられた他はほとんど議論もされず、シロンド派とモンターニュ派との間に本質的な主権原理の対立を認めることはできないといわざるをえないであろう。

⑧ 抵抗権<sup>16</sup>……以上のような経過に比して、シロンド派・モンターニュ派との間で、比較的对立する議論が展開されたのは、第二九条(旧三二条・三二条)の抵抗権についてである。抵抗権の合法的な手段を定める原案に対して、まず、モンターニュ派のガルニエ(Garnier de Saintes)が、*droit de蜂起権*(*droit d'insurrection*)が含まれていないこと、自然「権」に由来する蜂起権は合法的ではありえないことを指摘して批判した。これに対して、シロンド派のサルは、圧制の諸形態のうち全国民に対するそれが問題であることを指摘しつつ原案を支持、ついでラポー・ポミニエ(Rabaut-Pomier)が、合法的手段が有効でない時は抵抗権が完全に継続することを主張した。ついで、モンターニュ派のファーブル・デグランティヌ(Fabre d'Églantine)が問題の重要性から審議延期を主張したが、ジャンソネらは断固原案を支持した。とくに、シロンド派のルーヴェの発言を受けたヴェルニョーは、合法的な抵抗も非合法的なそれ(一斉蜂起)も共に必要であり、委員会案は後者を容易にするために合法的手段を規定したことを主張した。結局、モンターニュ派のパニス(Panis)とジャンソネが、ラポー・ポミニエの提案にそって「合法的手段が有効でない時は蜂起権が最も神聖な義務である」という追加条項を提案し、第二九条の確定条項が採択された。これにより、旧三二条は削除され、旧三三条が第三〇条として採択されて人権宣言草案の審議が一通り終了した。以上のような経過からは、人権宣言審議は、報告者のバレールを中心に、ジャンソネ、ヴェルニョーらシロンド派の有力議員が発言力を強める形で展開され、一部の問題を除いてはほとんどモンターニュ派との間に鋭い議論の対立もなかったことが指摘される。モンターニュ派のなかでも、ダントンはむしろヴェルニョーらに好意的であ

ったことも窺える。これに対して、ほとんど沈黙を守ってきたロベスピエールやサン・ジュストは、四月二四日に自己の草案を提示して委員会案を批判した。その日以降の憲法条項審議では、しだいにモンターニュ派とジロンド派との対立も活発となり、議論は難行した。<sup>(17)</sup>五月一〇日に憲法第一条が採択された後、共和国の区分とりわけ地方行政組織の規模をめぐる、報告者のランジュイエネ、ラボー・ポミエ、ビュゾ、サン・ジュストらによって議論が繰り返された。とくに、パリを中心とする中央集権体制に反対して大都市の分割案を提示したラボー・ポミエやビュゾらジロンド派に対して、サン・ジュストらがこれに対抗したことが注目される。<sup>(18)</sup>また、これに先立つ四月二九日の審議のなかで、六人委員会を代表してランジュイエネが市民の身分と権利行使の条件について報告し、女性の政治的権利に言及したことも注目に値する。<sup>(19)</sup>しかし、この時期の憲法案審議は、ジロンド派を批判するモンターニュ派の政治的戦術によって一層停滞し、五月三十一日―六月二日の政変を迎えることになる。<sup>(20)</sup>

(b) モンターニュ派主導期

一七九三年六月一〇日、公安委員会を代表して新憲法案（モンターニュ憲法案、五月二九日採択の人権宣言確定案と新憲法案からなる）を国民公会に提出したエロー・ド・セシエルは、条文の朗読に先立って基調演説を行った。<sup>(21)</sup>そこでは、「憲法が完成する日はフランスにとって復活の日であり、ヨーロッパにとっては革命の日である」として憲法制定の意義が強調され、起草にあたっては「最も民主的な結果に到達する」という願望のもとに、「人民の主権と人間の尊厳がたえず目の前に置かれていた」ことが示された。また、代表原理に最も留意したこと、それは人口のみに基づき、人民から直接選出されるべきこと、一定の公務員については間接選挙が維持されること、法律（loi）とデクレ（decree）は異なること、などが指摘された。ついで、ロベスピエールが登壇した。彼は、この憲法案を読んだだけで祖国の同胞を力づけ、敵を恐れさせるだろうと指摘し、「全ヨーロッパが、人間の理性と偉大な人民の主権にまで高められたこの立派な記念碑に敬服させられるだろう」と激賞した。ロベスピエールが、自

己の憲法原理との相違を度外視してモンターニエ憲法案への賛辞を表明したことは、審議過程における妥協的な姿勢とともに、革命防衛のために憲法制定を促進しようとした彼の政治的立場を示すものといえる。

さて、ロベスピエールの提案にしたがって、翌六月一日から始まった憲法案審議では、五月に議論が沸騰した第二章（人民の区分）に関する問題を含めて、ほとんど議論にならないままに逐条審議が進んだ。二四日の憲法採択までに注目すべき議論が展開されたのは、概ね次の七項目についてである。

①第四章人民主権<sup>(23)</sup>……まず、「人民は第一次集会においてその主権を行使する」という第四章第一条の原案について、*Lois* 県選出議員のアルブイ（Albouys）は、「フェデラリズムに通じるすべての道を閉ざすために」、「人民とはフランス市民の総体である」という文言の追加を提案し、国民公会は、異議なくそれを可決した。「人民主権」の主権主体を定めるものとして重視されてきたこの規定は、このように制定された。ついで、人民の主権行使の内容について「人民は、その代表および国民陪審（*jury national*）の構成員を直接選出する。（地方）行政官および裁判官の選出を選挙人に委ねる」と定める第二条について議論された。まず、シャボが、国民陪審（大陪審）の構成員を直接選挙で選出し、地方の裁判官を間接選挙で選出することには矛盾があると批判し、国民陪審の存立に疑問をほさんだ。結局、国民公会は、この問題を第一章の審議まで延期し、第二条後段についても公安委員会に付託した。

②第五章第一次集会—立法府の選挙<sup>(24)</sup>……まず、第五章一条「第一条」の第一次集会を構成する市民の居住要件が、シャルル・ドゥラクロア（*Charles Delacroix*）の提案にそって原案の三カ月から六カ月に修正された。これに続いて、選挙における記名投票制を定める同六条「第一六条」の規定が議論された。まず、レアル（*Rea*）が投票の自由を妨げるとして批判したのに対して、ジャンボン・サン・タンドレらは、「真の共和主義者は意見の公表を恐れない」として原案を支持した。また、チュリオヤゴスイン（*Gossuin*）は、記入投票あるいは大声による投票を主張したが、ダントンは、主権行使においても表現の自由は認められるとして各人の選択によることを主張した。

国民公会は、結局、「選挙は、各投票者の選択によって、大声もしくは記入投票で行われる。第一次集会は、いかなる場合も、投票についての統一的方法に規制することはできない。投票検査官が、記名することができない選挙人の投票を確認する」という修正条項を採択した。ここでは、大声による（公開）投票が認められたことが特徴的であるが、いうまでもなく、これは民衆層の文言率の高さに由来する。ダントンも、「金持ちは記入し、貧乏人は口頭で」選挙することを提案していたのであり、当時においては、共和主義原理のもとでも未だ秘密選挙の原則は確立していなかったことに注意する必要がある。秘密投票が民主的で、公開投票あるいは記名投票が非民主的であるという理解は、このような当時の状況からは妥当でないことがわかるであらう。

また、第一次集会で法律を可決または否決する手続きを定める第五章七条についても議論があり、人民が法律について議論する権利なども確認された。

③第六代表<sup>(25)</sup>……代表が人口のみを基礎とすることを定める第六章一条〔第二一条〕は議論なく採択された。人口五万人に一人の割合で議員が選出されることを定める同二・三条については、この数値を各々一〇万、二万五千、四万にすることを主張するデュコ、チリオン、ラメル・ノガレ (Ramel-Nogaret)らの修正案が提示された結果、「人口三万九千人以上四万一千人以下の第一次集会の各集会は直接、一名の議員を選出する」と決定された。この過程では、議員から「各県の代表」という性格を排除したことは、フェデラリスムを避ける為に意義があったことがボワイエ・フォンフレード (Boyer Fontfrede)<sup>(26)</sup> やラメル・ノガレによって指摘された。

ついで議論になったのは、被選挙権の範囲を定める同八条 (旧一〇条)〔第二八条〕についてである。<sup>(27)</sup>「市民的権利を行使するすべてのフランス人〔男性〕は、共和国の全範囲で選出されることができる。各議員は、全国民に属する」という原案に対して、まず、シャルル・ドゥラクロアが、この代表制はイギリス議会の腐敗の原因となったこと、この制度が採用されればパリのような大都市に国民代表の大部分を与える結果になること、などを指摘して

批判を加えた。彼は、腐敗をもたらす金持ち等の影響を避け、「自己を選出した人々に対する受任者 (mandataires) の道義的責任を保持するために」、いかなる市民も自己の選挙区に一年以上居住した後にはか人民の代表として選出されえない、と定めることを要求した。ここでは、人民の代表は身近な既知の人々から選ばるべきであるという考えが表明され、受任者の責任に言及されていた点で、命令的委任論にも通じる見解が窺える。しかし、この意見は、ボワイエ・フォンフレードによってフェデリスムを排するという観点から批判された。また、立法府の議員の再選禁止に関する追加意見も出されたが、チュリオは、これらの制限はいずれも主権行使を妨げるとして反対した。結局、国民公会は原案どおり第六章八条を確定した。ここでは、公安委員会原案および国民公会の多数の見解のなかに命令的委任論の存在を見出すことは困難であるといわなければならない。

このほか、補欠議員制度に関する第九・一〇条、第一次集会の臨時召集に関する第一二条についても、若干の議論があった。<sup>(28)</sup> とくに後者については、ロベスピエールが、「構成員の過半数の集合によって第一次集会が形成される」という原案によれば第一次集会ですべての問題について審議しうることになり、純粋な民主主義、過度な民主主義が構築される、としてむしろ原案の民主性を抑える立場から審議の延期を主張したことが注目される。<sup>(29)</sup>

④第七章選挙人会……第四章の討論で留保されていた間接選挙制の問題がここで再び審議された。<sup>(30)</sup> まず、ギュヨマール (Guyomar) が、もし人民のすべての権利を行使させなければならないなら地方行政官や裁判官の選挙も第一次集会で行うべきである、として間接選挙制に反対した。シャボも、「人民がなしうることはすべて自らしなければならぬ」という民主主義憲法における大原則を明らかにし、人民が自らその官吏を選任することが望ましいことを指摘した。ここでは、人民主権の完全な行使の形態として直接選挙の原則が導かれていた。しかし、チュリオは、人民の疲弊等を理由にこれに反対し、ロベスピエールも、行政官には、国民代表と同じように重要な性格を持たせないことが必要であることを主張して、人民がこれを直接選任することに反対した。ロベスピエールの発言に



は、政府の権力濫用、そして民主的正統性をもつ国民代表の地位を政府にも認めることに對する警戒心が強く示されていた。こうして国民公会は、選挙人会の存立の問題について採決した結果、第四章二条〔のち第九条〕の行政官と裁判官の選出を選挙人会に委ねる間接選挙制の規定を可決した。

⑤第八章立法院―免責特権……立法院に関する諸規定のなかで、議論を呼んだのは、「人民の代表者たる議員は、立法院において公表した意見のために、いかなる場合も捜査され、訴追され、裁判されることはできない」という第八章五条〔第四三条〕の免責特権についてである。<sup>(31)</sup> ラフロン・ドゥ・トゥルイエ (Raffron du Trouille) は、「人民の代表は人民の福利という最高の法を超えた存在であってはならない、としてこの規定を批判し、パジールも、共和国の確立に反する発言をした者を裁くための国民陪審の設立を要求した。これに對して、ロベスピエールは、その資格がなくなった(恥ずべき)代表者に免責特権を認めることは望ましくないとしながらも、人民の代表を裁く機関が問題であること、裁判所もまた腐敗するものであること、等を指摘して、結局、委員会案に賛成し、国民公会の喝采を得た。ここでは、ロベスピエールが当初、各立法期の最後に人民の受任者に報告義務を課す方法を構想していたが、その困難を見出して見解を改めたことも明らかにされた。この議論からは、(後に詳しくみるように)彼の代表制論が、審議の過程でいわゆる命令的委任論から変容を遂げたことが理解される。

⑥第一〇章立法院の職務―法律事項……立法院の職務が法律の提案とデクレの制定であることを定める第一〇章一条〔第五三条〕は即座に採択された。しかし法律事項の内容を定める同二条〔第五四条〕については、宣戦布告をめぐって議論があつた。<sup>(32)</sup> モンターニュ派のアゼマ (Azéma) は、宣戦布告は人民の裁可に付すべきであるとして、これを法律事項に加えることを指摘したが、デヌコはこれに反対。リアルらはその趣旨を考慮して侵略戦争の布告のみを法律事項とする折衷案を提示した。結局、侵略戦争の不正を前提として、宣戦布告を人民の決定に委ねることを主張するダントン、チュリオらの見解が有力となって原案が修正された。条約の批准についても、人民の裁

可に付する法律事項とすることが主張されたが、国民公会はこの動議を採用せず、原案どおり、デクレ事項のなかにとどめた。

⑦第一章国民大陪審 (Grand jury national) ……一七九三年憲法の制定過程において、最も重要な議論が展開され、見逃せない修正が施されたのは、第一章の国民陪審についてである。<sup>(33)</sup>すでに、これまでの審議のなかで何度か言及されたこの制度は、六月一六日に提示された公安委員会原案では、次のように定められていた。

「第一条、大陪審は、立法院および「執行」評議会の圧制から市民を守るために設立される。特定の行為によって抑圧されたすべての市民は、そこに救済を求める権利をもつ。

第二条、陪審員の名簿は、各県の第一次集会で選出された市民によって形成される。大陪審は、立法院とともに、毎年改選される。

第三条、大陪審は、刑罰は適用しない。裁判所に移送する。

第四条、陪審員の氏名は、立法院の箱に保管される。」

これに対して、まず、チュリオが、すでに世論というこの種の法廷が存在すること、これは議員の意見の自由にとって有害であり、立法議会に優越する権威を設立するものであることを指摘して本章の削除を要求した。<sup>(34)</sup>ここでは、エロー・ド・セシエル自身も、この制度が立法院の議員を不安にさせることを恐れ、ロベスピエールも、受任者の行動を検査するのは人民であるとして、慎重審議を要求した。その結果、この問題は公安委員会に付託され、六月一九日および二四日にエロー・ド・セシエルによって報告された。二四日の審議では、委員会の新提案として、「議員に対する人民の譴責 (censure) と立法院の圧制に対する人民の保護について」と題する次の諸規定が提示された。<sup>(35)</sup>

「第一条、人民は、第一次集会において、立法院の構成員の公的活動について、譴責を行う。

第二条、すべての議員は、各立法期の終りに、その議員を選出した第一次集会によって裁定 (juger) される。

第三条、いかなる議員も、人民の名譽ある無罪宣告 (acquittement) の後でなければ、立法院に再選されることはできず、いかなる公職にも任命されることはできない。

第四条、第一次集会は、譴責の際には、当該議員が主権者の信頼に応えなかったことを宣告する。

第五条、人民は、その受任者の圧制から、自らを保護する。その権利は、主権の中にあり、その手段は、段階的に、法律、守護神 (génie)、正義 (justice) の中にある。」

また、このような制度の提案理由について次のように説明された。「我々の意図は、議員を選出した人民のセクションに対して、その行動の裁定を委ねることであつた。そして我々は、議員の行動がその委任者によって承認された後でなければ、その議員は再選されないことを付け加えた。我々は、この形態を国民代表原理自体の中から汲み取つた。さらにそこには、議員達が選出されたのと同じ方法で彼等を裁かせること以外に、何ももたらされない。我々の案の利点は、(1)民衆性 (popularité)、(2)人民の代表の前に、絶えずその義務を示すこと、(3)もし請求があれば、新たな職務を執行する前に彼等に報告させる準備をさせておくこと、である」と。このような見解は、エロー・ド・セシエルが、六月一〇日に「議員は、二重の性格を帯びている。人民の裁可に付されなければならない法律〔の制定〕においては受任者だが、デクレ〔の制定〕においては代表であるにすぎない。したがって、フランスの政体は、人民が自らすることができないすべての事柄においてのみ代表制であるにすぎない」と述べていたことと併せて考察すると、まず、法律制定については、議員と人民との間に法案提出を委任内容とする命令的委任関係が構想されていたことが理解できる。さらに、人民が自らしえない事柄すなわちデクレの制定についても、国民代表原理が留保されることを承認した上で、なお、その場合の議員の圧制(権限濫用等)に対抗するために、人民の審査・譴責の手續きが構築されたのである。第一条から第五条の規定は、その意味では、法律の提案のみならずデクレ

の制定を担当する議員に対して、一般的にその行動を人民のコントロールの下におく意図をもっていた、といえる。このような提案に対して、チュリオは、即座に次のような反対意見を述べた。「人民主権を強固にすることを望む際に、その基礎を崩り崩しているようにみえる。貴方達は、人民の代表は国民全体に属する、という原理を確立した。そうでないと、共和国に属する一市民〔議員〕について裁定を下す一部の人々は、自ら持っていない権利を行使することになるだろう。新聞、通信文が有害な影響力を持ち、陰謀家が免責されるだろう。有徳の人物、最も熱心な人民の友であり、その職務のためにすべてを投げ打った議員が、第一次集会の多数によって、民事死の刑を宣告されるだろう……」と。また、ラフロンド・デュ・トゥルイエは、腐敗議員を立法期中に放置するという欠陥に対処するため、審査機関を設立し、人民の信頼を失ったと宣告された議員を裁判所に引き渡すことを主張した。ギェヨマルらは、委員会原案を支持し、議員の道義的責任は幻想ではなく、立法院の権限濫用を避けるために、第一次集会がその選出議員を裁く唯一の法廷となることを主張したが、ラヴァスール (Lavassaur) は、委員会案の非実効性を指摘した。ついで、クートンも、個人的にはこの諸条項の削除を要求するに至ったことを述べ、「人民の一部には、国民全体から、尊敬される代表者を奪う権利はない」という点について先決問題とすることを要求した。エロー・ド・セシエルもその意見にならない、国民公会は先決動議を可決した。結局、最終的に確定された一七九三年憲法では、議員の譴責に関する第一章は全面的に削除された。<sup>36)</sup>

以上のように、報告者エロー・ド・セシエルの命令的委任論および議員の譴責に関する構想は国民公会では受け入れられなかった。当時の国民公会では、「選出された議員は国民全体に属する」ことを理由として、特にその不可侵性が重視されていたからである。このような審議の経過からすれば、一七九三年憲法（人権宣言）の条文（第二九・三一条）に「受任者」の文言があること等を根拠として、そこに命令的委任論の存在を見出す見解はとりえないことがわかるであろう。<sup>37)</sup> さらに、国民公会の審議のなかで絶えず問題になっていたものに、「ジロンド派の

「な」フェデラリスムの阻止」という配慮がある。人民主権原理が標榜されながらもなお、「全国民の代表」という国民代表原理が固持され、命令的委任論に通じる「各県代表」「各地域の」選挙人代表」という觀念が排斥されたのは、このような反ジロンドン・反フェデラリスムという政治的な事情があつたことを併せて理解すべきである。

さて、以上の憲法案審議では、最後の国民大陪審に関するものを除いて、ほとんどが公安委員会原案にそつて採択されたといふことができる。とくに、人民主権の実現方法に関する諸原理、すなわち、免責特権や議員の追及手続き、代表制の構造等において異なる見解を表明してははずのロベスピエールが、これらの問題の審議において委員会案を支持したことは、注目に値する。憲法提出時や採択時における賛辞のほか、憲法案審議における彼の発言や態度（とりわけ議員の譴責制度を否定する国民公会審議における沈黙）からは、国民公会の多数派（モンターニュ主流派および平原派）に対する政治的妥協ぶりが理解される。

このほか、新人権宣言案の審議過程においても、唯一つの修正動議が出されたのみで審議らしいものは全くないまま全文が採択されたことが注目される。<sup>(38)</sup>一七九三年憲法の人権宣言には、ジロンド草案審議の際に議論となつた信教の自由等の諸規定が掲げられていたが、これらについての異論もなく、権利保障を定める憲法第一二二条についても問題は何も出されなかつた。<sup>(39)</sup>総じて、人権宣言草案については、旧ジロンド草案の審議過程で問題になつた点をふまえて、モンターニュ派の多数意見に即した妥協的な新案が制定されたといえるであらう。

(1) A. P., I. s., t. 62, pp. 120 et s. 参照。なお、憲法の基礎に関する審議は、四月二六日の憲法草案審議の冒頭に継続された。これについては、A. P., I. s., t. 63, pp. 384 et s. 参照。

(2) 四月一五日の審議については、A. P., I. s., t. 62, pp. 120 et s. 参照。

(3) 四月一七日の審議については、A. P., I. s., t. 62, pp. 278 et s. 参照。

(4) ラスルスは、モンターニュ派の議員であるが、一七九三年から次第にジロンド派に接近し、一〇月三一日に処刑された人物である。Robinet, Dictionnaire historique et biographique de la Révolution et de l'Empire 1789—1815, t.

1, pp. 14—15; D cembre-Aloumier, Dictionnaire de la R volution franaise, 1789—1799, t. 2, p. 261 参照。

のほか、本稿が登場する人物とりわけその帰属党派については、テキスト内への文献を参照して。

(5) 四月十九日の平等に関する議案は、A. P., I. s., t. 62, pp. 705 et s. 参照。

(6) A. P., I. s., t. 62, pp. 706 et s. 参照。

(7) ロスマンホールは、「出版の自由は絶対しなければならない。この原則に対する例外は、革命時においてのみである」と主張した。この問題については、全体的に、シロン下派もギンターニャ派も出版の自由を重視している反面、「その真意は、治安が必要とする場合には例外が認められることが了解されたようにみえる。『それは、ギロンンにたいし制限をた自由である』と称する所である。M. Ternaux, op. cit., t. 7, pp. 191—192.

(8) A. P., I. s., t. 62, pp. 707—709, pp. 717—724, (annexe), M. Ternaux, op. cit., t. 7, pp. 193—194参照。

(9) A. P., I. s., t. 62, p. 711.

(10) 国民三日の議案の継続については、A. P., I. s., t. 63, p. 107 参照。

(11) A. P., I. s., t. 63, pp. 107—109 参照。

(12) A. P., I. s., t. 63, pp. 109—110 参照。

(13) A. P., I. s., t. 63, pp. 110—111 参照。

(14) A. P., I. s., t. 63, pp. 111—112 参照。

(15) A. P., I. s., t. 63, pp. 113 参照。

(16) 投票権についての議案は、A. P., I. s., t. 63, pp. 113—116, pp. 121—123; M. Ternaux, op. cit., t. 7, pp. 200—202 参照。

(17) 国民三日の議案の継続については、A. P., I. s., t. 63, pp. 193 et s. (24 avril), pp. 384 et s. (26 avril), pp. 561 et s. (29 avril); t. 64, pp. 328 et s. (8 mai), pp. 414—415, pp. 417—434 (10 mai), pp. 621—628 (13 mai), pp. 692—701 (15 mai); t. 65, pp. 39 et s. (18 mai), pp. 147 et s. (22 mai), pp. 189 et s. (22 mai), pp. 271 et s. (24 mai), pp. 371 et s. (27 mai), pp. 580 et s. (29 mai) 参照。

(18) シロン下派のフェチマリヌとジャンコン派の中央主権主義をめぐる問題は、今日のフランス政治における地方分権化との関係でも注目されている。本稿では、後にロスマンホールらの見解について概観するが、この問題の今日的意義

- については稿を改めて検討することにした。
- (19) 市民の身分等をめぐる四月二十九日の審議については、A. P., I. s., t. 63, pp. 561 et s. 参照。女性の政治的権利の問題については、拙稿「フランス革命期における女性の権利」『成城法学』一七号（一九八四年）五九頁以下を参照された。
- (20) オーテールはこの時期の審議の停滞について、ジロンド派の失敗を示すためのモンターニュ派の政治的戦術と解して、*J. A. Aulard, op. cit., p. 295* 参照。
- (21) A. P., I. s., t. 66, pp. 257 et s.
- (22) 第二章の原案は、当時の政治制度をそのまま承認する形で、カントンの第一次集会での人民の主権行使を認め、さらに、地方行政・司法についての「県・ディヌトリク・市町村」という区分を認めていた。ジャンボン・サン・タンデルとクートンは、領土の区分に関する事項を立法に委任することについて賛否両論を提示したが、国民公会は「人民の区分」の問題ではあるとして、原案をおり可決した。A. P., I. s., t. 66, pp. 282—283.
- (23) 第四章の審議は A. P., I. s., t. 66, pp. 284 et s., p. 451 参照。
- (24) 第五章の審議は A. P., I. s., t. 66, pp. 451 et s.; M. Ternaux, *op. cit., t. 8, pp. 58 et s.* 参照。以下、条文中の「」は議事録記載のものを示すが、「」内で記した条数は確定条項における通しナンバ―であり、前掲憲法集(D.F. *guit et als., op. cit., pp. 65 et s.*) による。
- (25) 第六章は A. P., I. s., t. 66, pp. 454 et s. 参照。
- (26) ボン・エ・フ・モンローは、モンシロンド派の議員であり、後に革命裁判所で処刑された。Robinet, *op. cit., t. 1, p. 270* 参照。
- (27) A. P., I. s., t. 66, pp. 518 et s.
- (28) A. P., I. s., t. 66, pp. 522 et s.
- (29) A. P., I. s., t. 66, pp. 529 et s. ロヌスボールは「ここで、過度な民主主義は国民主権を破壊するという考えを示し、また、第一次集会が長期にわたること、その民衆性が失われることを指摘した。
- (30) A. P., I. s., t. 66, pp. 540 et s.
- (31) A. P., I. s., t. 66, pp. 542 et s. 国民公会は、代表者の意見は拘束されるべきではなく、世論によってのみ裁かれ

るべきであるとするチュリオの見解に従って、すべての修正動議を排除した。国民公会の支配的見解は、免責特権を認める立場にあつたことは間違いない。

- (32) A. P., I. s., t. 66, pp. 544 et s. また、法律の制定手続きに関する第一章については、第一次集会の異議の要件について委員会に付託された結果、「法案の送付後、三〇日以内に、一〇の県で、一つ以上の第一次集会が要求しない時は、立法府は法律を確定的に採択あるいは拒絶する」という同四条「第五九条」の原案が、「法案の送付後、四〇日以内に、過半数の県で各々十分の一の第一次集会が要求しない時……」と訂正された。さらに、執行評議会に関する第二三章の審議では、選挙人会が指名する候補者の中から立法府が二四名の委員を選出するという原案に対して、若干の意見が交わされた。結局、委員の人数は保留されたが、後に原案どおり採択された。(これらの問題は、後章で検討することにする。)

- (33) 第五章の審議は、A. P., I. s., t. 66, pp. 576 et s. 参照。

- (34) チュリオは「人民がたえず存在し、その受任者の行動を審査していることを想起せよ。人民は、彼等の背任について彼等を罰する術を知っているだろう」と述べている。彼が受任者に対する審査・処罰に言及する際に、選挙区の命令的委任を前提としているかどうかは問題であるが、免責特権に関する彼の発言、ここで立法府が主権を行使することを強調している点、および六月二四日の発言からすれば、命令的委任ではなく、より一般的な世論による責任追及を問題としていることがわかる。

- (35) 六月二四日の審議については、A. P., I. s., t. 67, pp. 139 et s. 参照。この日の最終審議では、このほか、第一〇条(第一次集会における法律の議決)、五四条(法律事項)、五五条(デクレ事項)、九六条以下などの留保条項について採択された。

- (36) 結局、一七九三年憲法には、ジロンド憲法草案には存在していた議員の譴責・審査に関する規定が全く欠落してしまつた。エロー・ド・セネルをはじめ、公安委員会が再三再四にわたりその重要性を指摘していたにも拘わらず、これらの規定が欠如したことは、両憲法の主権原理の検討にとって大きな意味をもっている。その点は後にみるとして、ここでは、歴史家の分析に注目しておこう。憲法制定過程を詳細に検討したテルノーは、「モンターニュ派は、政敵との対立の最中に創出されたこの疑わしい審査手続きが、遅かれ早かれ、自らの黨員に対しても向けられることを恐れた。ジロンド派よりも巧みなモンターニュ派は、法律の兵器庫のなかに、いつかは自己に対して用いられる両刃の剣をおく



ような過ちは犯さなかった」と指摘している。M. Ternaux, op. cit., t. 8, p. 85 参照。

(37) カレ・ド・マルベールは、人権宣言のなかに「受任者」の語があることを重視しているようにみえる。(Carré de Malberg, op. cit., t. II, p. 262. 同旨、杉原『国民主権の研究』二七六頁。)しかし、実際には、草案起草者のエロー・ド・セシエルの構想には存在していたと思われる命令的委任論に通じる諸制度が、憲法案審議の過程ですべて排斥されたにも拘わらず、逐条審議を経ずに採択された人権宣言では、その存在を前提とする「受任者」の語が残ったわけである。このような齟齬が、本稿で検討した憲法制定過程の跛行性に由来することは、今や明らかであろう。

(38) A. P., I. s., t. 67, pp. 106 et s. ラフロン・ド・エトルイユが、人権宣言の標題を権利・義務の宣言と改めるといふ動議を出したが、ロベスピエールが即座に反論し、「義務」の語が人権宣言に掲げられることはなかった。

(39) A. P., I. s., t. 67, pp. 142 et s. 一七九三年憲法第一二二条は、憲法がすべてのフランス人に対して保障する諸権利として、平等、自由、安全、所有、公的負債、祭祀の自由な行使、公教育、公的扶助、請願権、民衆協会への結社の権利、すべての人権の享有、を列挙している。

## 二 一七九三年憲法の成立と憲法私案の特徴

### (1) 人民投票による成立

一七九三年六月二四日に採択された一七九三年憲法は、一七九二年九月二一日のデクレの定めるところによって、人民投票に付されることになっていた。新憲法を採択した国民公会では、一七九三年六月二七日に第一次集会召集のデクレを發し、七月からフランスで初の人民投票が実施された。しかし、その施行形態は、当時の政治状況や民衆の憲法意識に起因する諸事情から、今日のそれとは相当異なるものであった。以下では、一七九三年の人民投票の実態を明らかにすると共に、フランス各地の第一次集会で示された修正意見の傾向を探ることによって、当時の憲法状況を概観しておくことにする。<sup>(1)</sup>

①まず、人民投票の日程については、今日のような全国一斉の方法はとられず、地域による不統一、一定地域での

大幅な遅延が認められた。これは、採択された憲法の各市町村への送達を各県に命じた六月二七日のデクレが、第一次集会召集の日程を確定していなかったことによる。<sup>(2)</sup>このため、県内の全第一次集会が同じ日に投票した県はほとんどなく、最も早いパリ県では概ね一七九三年七月二・三日に投票が行われた。他の近郊諸県では七月七日に、大多数の県では、七月一四日・二二日に投票が実施された。このほか、アルプス周辺の遠隔地では、八月四日あるいは集計後の八月一日に実施され、内乱や戦争によって延期を余儀無くされたヴァンデラ四つの県では一七九三年一月・二月に実施された。<sup>(3)</sup>このような遅延は、内乱・戦争、遠隔等の事情のほか、行政庁の怠慢・無関心等によってもたらされた。

また、集会の場所については、六月二七日のデクレでカントンの首邑 (chef-lieu) と定められていた。しかし、人口の多い都市部ではいくつかのセクションへの分割が必要となり、また、農村部では首邑が遠いため、大部分は各市町村の教会等で第一次集会が開催された。<sup>(4)</sup>

有権者は、すでに一七九二年八月の国民公会選挙で確立されていた男子普通選挙制によって、僕婢等を除く成年男性市民とされた。しかし、実際には、旧来の能動的市民のみが投票したところもあり、また、選挙権のない女性や未成年者が相当数第一次集会に参集して票決に加わっていた事実も認められる。<sup>(5)</sup>これは、多くの第一次集会で一括して賛否を問う方法がとられたためであり、人民投票の方法に問題があった。すなわち、当時の多くの場合、議長による憲法条文の朗読等の後に、討論も行われなのまま熱狂のうちに憲法を承認するのが常であった。大多数の第一次集会では、投票方法も確定されず、市町村長の点呼に呼んで大声で賛否の投票をすることが一般的でさえあった。<sup>(6)</sup>そのほか、第一次集会の定めにしたがって、あるいは、新憲法の規定のとおり本人の選択によって、大声でなく記述式で投票する場合もあった。また、個人別ではなく全会一致で憲法を承認する方法のほか、少数ながら、起立式や退出式の投票方法も認められた。

(図表 I) 集計結果(A)

カントン総数	5076
(集計結果を提出したカントン)	4652)
第一次集会総数	6589
(未集計の集会)	305)
投票者総数	1813528
賛成者総数	1801918
反対者総数	11610

(図表 II) 集計結果(B)

県数	86
デュストリク数	551
カントン数	4751
(未集計のもの)	187)
(投票数未提出のもの)	231)
人口総数	27823896
投票総数	1869004
賛成票 (条件無)	1714266
賛成票 (条件付)	139581
反対票	12766
棄権票	1326
無効票	1065

(R. Baticle, Le Plébiscite sur la Constitution de 1793, La Révolution française, t, LVIII 1910, p. 145, hors texte, tableau<total général>による。)

②人民投票の結果については、六月二七日のデクレによって八月一〇日に公表されることが定められ、その集計を担当する六人委員会が七月九日のデクレに基づいて任命された。今日のフランス憲法史学において一般に承認されている集計結果は、この委員会が八月二〇日に作成した表に、その後の補充分(一七九四年一月二〇日発表)を加算したものであり、図表(I)「集計結果(A)」のとおりである。

このような集計結果からすれば、(未集計のカントンがなおも存在することから、それが必ずしも完全なものではないにせよ)第一次集会に参集した市民の九九パーセント以上が、新憲法に賛成の立場であることがわかる。また、その熱狂的な支持の背景には、共和国憲法の制定による共和国の確立や内戦終結等に対する期待がこめられていたことも理解できる。しかし、人民投票の実態を知るためには、投票率や反対票の分布などを含めたさらに詳細な分析が必要である。この点では、上記の数値とは多少異なっているが、多くの第一次資料をもとに人民投票の結

果を詳細に検討した。パティクルの表(図表Ⅱ・集計結果(B))が参考になるであろう。彼によれば、一七九三年当時の人口約二八〇〇万人のうち、有権者は約六〇〇万人強であったとされる。投票者数を約一八〇万人として概算しても、投票率は、わずか三〇パーセント弱、パティクルによれば約四分の一強にすぎない。<sup>(10)</sup>この数値は、当時における市民の政治的無関心さを示すと同時に、内戦その他の物理的な障害を示すものである。さらに、彼の分析において注目すべき点に、反対票の地域的偏在の問題がある。すなわち、全体数としては全く取るに足らない反対票であるが、その票が、八六県のうち西部・南西部の一六県に集中していること、とくに、ブルターニュ地方の四県で全反対票の四分の三を占めていることは注目<sup>(11)</sup>に値する。その理由については、これらの諸県は最もモンターニュ派主導の国民公会に敵対していた地域にあり、民衆の憲法意識も高くはなく、しかもカトリック信仰者が多いため一七九三年憲法の規定した信教の自由に対する反発が強かったこと、などが指摘される。

③そのほか、パティクルは、賛成票のなかにも条件付賛成が多数存在したことに注目してその修正意見の傾向を分析している。これらは、新憲法の適用に関係をもっており、また、本章ですでにみた国民公会における審議との関係でも大変興味深いものである。

彼の分析によれば、まず、修正意見のなかで重要な位置を占めたものに、フェデラリストのそれがある。<sup>(12)</sup>それは、一七九三年憲法がジロンドンとフェデラリストの運動の拡大を阻止するために制定されたとすれば、この運動に好意的な第一次集会の対応が問題とならざるをえないからである。数値の上では、これらの修正意見は全投票者の二〇分の一にすぎないが、バス・アルプス県やシュラ県、ジロンド県その他の第一次集会では、実際に、フェデラリズムを支持し、ジロンド派議員の釈放や地方版乱の容疑をうけた地方官吏の免罪、ジロンド派議員逮捕以後の法令の無効などを要求し続けていた。また、これらの要求をふまえて、新憲法の早期の施行と新立法府選挙を求めるもの、あるいは、現国民公会議員の再選禁止や新立法府・執行府から現在の代表の排斥を求めるものなども、数多く

存在した。これらは、いずれも、パリを中心とする現行政府を排して、地方諸県の政府をおくという目的に出たものであり、モンターニュ派中心の国民公会やこれを支持するパリのコミュニケーションや民衆協会への敵対を示していた<sup>(13)</sup>。また、一方で、君主制への転換を求める修正意見も存在したが、それは極めて少数(六つの第一次集会、三四五人の意見のみ)であり、共和政体については大多数のフランス人が承認していたことがわかる。

次に、人民投票で提示された修正意見を憲法の各規定との関係で分類すると、国民公会での審議に通じる興味ある傾向が認められる。まず、人権宣言についてはほとんどの修正が、第二七条(主権奪者の処刑)と第三五条(蜂起権)に関するものであった<sup>(15)</sup>。これらはいずれも適用に際して危険を孕むものであり、第二七条についてはその廃棄や主権の用法の明確化が要求された。また、第三五条については、むしろ反フェデリリスムの立場から、この条文がヴァンデの蜂起等を承認することになるとして、廃棄が要求された。概して、人権規定については、自由を制限する方向での修正が目立ったといえる。

一方、統治制度についての修正では、立法院に関するものが最も多く、国民公会での議論と同様、憲法第四三条の免責特権や国民陪審など議員の責任追及に関する問題が重視された<sup>(16)</sup>。ここでは、議員に特権を与えない為に免責特権の廃止を要求するものも多く、国民公会で否決された国民陪審についてのエロー・ド・セシエル案を支持したカントンも少なからず存在した。また、法律事項について、国民公会で審議された宣戦布告のほか、陸海軍の創設や条約の批准等をも法律で定める事項に加える修正意見が多く、七つの第一次集会では、宣戦布告を特別の人民投票で決することを要求した<sup>(17)</sup>。さらに、立法の人民拒否(消極的レフェンダム)の手続きについては、人民の拒否は容易には成立しない「幻想」であるとして、より積極的なレフェンダムの手続きを求めるものも存在した<sup>(18)</sup>。このように、立法については人民の参加を拡大する方向での修正がほとんどであった。これに対して、執行府に関する修正は比較的少なく、人々の関心の薄さを示していたが、地方行政組織や行政区分については、国民公会でのジ

ロンド・モンターニュ両派の対立と同様に多くの見解が提示された。<sup>(19)</sup>ここでは、ジロンド派にならって、大都市の分割やディストリクの廃止など、地方の利益に根差す修正が中心であった。その他、国民公会で議論された司法制度に関する問題や税制<sup>(20)</sup>（累進税）に関する問題<sup>(21)</sup>、さらには、公教育<sup>(22)</sup>、憲法改正<sup>(23)</sup>、信教の自由<sup>(24)</sup>、所有に関する問題<sup>(25)</sup>などについて、国民公会での議論をふまえた重要な問題提起が行われていたことが指摘される。

④以上のように、一七九三年憲法は、フランスで初の人民投票の結果、圧倒的多数の賛成によって成立し、一七九三年八月一〇日の祭典で正式に公布された。しかし、一〇月一〇日に戦況の悪化や革命の危機を理由に革命政府が樹立されると、即座に憲法の施行延期が決定され、結局、一七九三年憲法は適用されることなく終わった。

これについては、憲法成立時の政治状況、すなわち、人民投票の実態にも示された当時の民衆の政治的未成熟度、あるいはフェデラリスムと結合した反革命勢力の存在などに憲法施行の否定的要因を見い出して、この施行延期を正当化する見方も可能である。すでにみたようなジャコバン独裁との原理上の非両立性を別としても、実際、この憲法の民主的な諸原理が実施されるには、未だ機が熟していなかったといえるであろう。

しかし、全体としては、この憲法の制定に、初めて主権者たる人民が参与したことの意義は測り知れないものがある。バティクルは、最後に、人民投票の際に提示された修正意見が施行延期後の実際の政策の中に生かされたことを指摘し、「一七九三年憲法は、真に人民のもので (populaire) で民主的な憲法であった」と結んでいる。<sup>(26)</sup> 彼が、二〇世紀の初頭に「この憲法は、なおもフランスのデモクラシーの理想形態であり続けている」と指摘したこの言葉は、憲法制定に関する人民投票制度が定着した現代でも、その意味を失ってはいない。この憲法は、その憲法原理の内容において、なおも「最も民主的な憲法」の地位を占め続けているからである。そして、その民衆性 (popularité) は、憲法制定への人民の直接参加の経験のみならず、憲法制定時の憲法私案の質・量によっても、裏付けられる。そこで次に、一七九三年の憲法状況を一層明らかにするために、当時の憲法私案の一般傾向について一瞥し

しきつじにじなひ。

- (1) 一七九三年憲法の人民投票の実態は、二〇世紀前半の実証的な歴史学研究の成果によって明らかにされた。とくに、一九〇九—一〇年に「La Révolution Française」誌に連載されたルネ・バンティクルの研究は、ここで検討する価値の最も詳細なものである。R. Baricte, "Le Plébiscite sur la Constitution de 1793," *La Révolution Française*, t. LVII, 1909, pp. 496—525; t. LVIII, 1910, pp. 5—31, pp. 117—156, pp. 193—237, pp. 327—341, pp. 385—410 参照。
- (2) 一七九三年六月二十日のトナンゴ通達(正文)をよむこれに関する公安委員会の報告は、A. P., t. 1, s., t. 67, pp. 554 et s. 参照。
- (3) R. Baricte, op. cit., *La Révolution Française*, t. LVII, 1909, pp. 497 et s. 参照。八月に実施された県は、Basses-Alpes, Hautes-Alpes, Var である。一一—一二月に実施されたのは、Bouches-du-Rhône, Pyrénées-Orientales, Deux-Sèvres, Vendée の四県である。このほか、Finistère 県の Brasparts には、一七九四年四月四日に実施された。ibid., pp. 504 et s.
- (4) ibid., pp. 508 et s. 参照。Laon の集会では事務局が正式に女性票の受理を決定して七月一四—一六日に計七四三人が投票した。また、Pontoise の第一次集会では、一五七人の女性市民と一六三人の未成年者が投票し、集計に加えられたことが知られている。(ibid., p. 511.)
- (5) R. Baricte, op. cit., t. LVIII, pp. 10 et s. もともと、人民投票の方法について詳細に検討したバンティクルは、このような状況をおもつてもなお、概して、投票の自由は実現されていたことを指摘している。
- (6) ibid., pp. 129 et s.
- (7) ibid., p. 132 参照。Archives Nationales, BH, 1 の資料に基づいてこれらの数値は、フランス革命史や憲法史のテキストなどทั่วไป般に用いられるところである。A. Anlard, *Histoire politique de la Révolution Française*, p. 309; A. Mathiez, "La constitution de 1793," op. cit., p. 517; J. Godechot, op. cit., p. 286 なども参照。
- (8) R. Baricte, op. cit., t. VIII, pp. 153 et s.
- (9) R. Baricte, op. cit., t. VIII, pp. 145 et s. 参照。このほか、テランドルは、有権者約七〇〇万人に投票者一八六八九—二四八人として知られ、これによれば投票率は、約二六・七パーセントとなる。Deslandre, op. cit., t. 1, p. 289 参照。
- (10) R. Baricte, op. cit., t. VIII, pp. 150 et s. 参照。反対票の多い四県とその票数は、各々 Finistère (4480), Morbihan

(1448), Cotes-du-Nord (1385), Mont-Terrible (1002) である。全体として、西部のブルターニュ、ノルマンディー地方や南西部のフヴレロン (Aveyron)、シモン・ロ (Lot) 県に反対票が多い。

- (12) R. Baticle, *op. cit.*, t. VIII, pp. 193 et s.
- (13) *ibid.*, p. 211 参照。
- (14) *ibid.*, pp. 212—217 参照。
- (15) *ibid.*, pp. 220 et s.
- (16) *ibid.*, pp. 225 et s.
- (17) *ibid.*, pp. 230 et s.
- (18) *ibid.*, pp. 232 et s.
- (19) *ibid.*, pp. 327 et s.
- (20) *ibid.*, pp. 331 et s.
- (21) *ibid.*, pp. 334 et s. この問題に関する修正は、すべて財政についての人民の直接参加を認める傾向にあった。この点では、シモン・ロ憲法草案の方が民主的であったともいえる。
- (22) *ibid.*, pp. 337 et s.
- (23) *ibid.*, pp. 339 et s.
- (24) *ibid.*, pp. 365 et s.
- (25) *ibid.*, pp. 396 et s. 経済的問題、とりわけ所有に関する問題については、一七九三年三月七日の遺言の自由に関するデクレの廃止や一般最高価格法 (マキシマム) の改廃を要求するものが相当数存在した。民衆は、革命の成果として所有の自由を手に入れた矢先、それを味わう間もなくその権利を奪われることを恐れて、所有権の確保に執着したのである。
- (26) *ibid.*, pp. 410.

(2) 一七九三年の憲法私案の特徴

新憲法制定にあたって国民公会が憲法私案の公募を決定した時、これに応じて国民公会に寄せられた草案の数は



三〇〇以上にのぼった。<sup>(1)</sup> これらのうち、ロム草案、ロベスピエール草案、サン・ジュスト草案など主要な諸草案は国民公会で起草者によって朗読されたが、他の議員の草案は朗読されることもなく、印刷に付されて議事録に掲載された。しかも、国民公会では、一七九三年四月にこれらの憲法草案の検討を任務として六人委員会が任命されたにも拘わらず、実際にはほとんどこれらに依ることなく、憲法委員会案(ジロンド憲法草案)が審議の対象とされた。したがって、二〇世紀初頭に一七九三年憲法研究が盛んになるまでは、一般議員の草案はもとより、その他多数の無名の憲法私案は注目されることはなかった。しかし今日では、これらの憲法私案の中では平原派に属する議員のものが多く、エベール派のクルーツ、シャボラ一部の草案を除いては、概ね近似した傾向をもっていたこと、成立した一七九三年憲法やジロンド憲法草案に劣らぬ民主的な内容をもつものが多く存在した<sup>(2)</sup>こと、などが明らかにされている。<sup>(3)</sup> また、一七九三年の憲法私案の全体的な傾向については、ゴドシヨによって次のようにまとめられている。

(a) 人民主権に関する問題について、すべての草案が直接民主制は不可能であることを認めている。しかし、大部分は、代表制を批判して、命令的委任あるいはレフェレンダムによる修正に努めている。(b) 領土の分割に関して、いくつかの草案は、面積でなく人口に基づく修正を施す傾向にある。あるものは、カントンの市制あるいは大コミューンの設立、重要な都市の市制分割を提案し、その多くが、ディストリクの廃止あるいは少なくともその数の削減を要求している。(c) コンドルセを含めて過半数の起草者が、第一次集会を基礎的な制度とみなしており、多くがその作用を詳細に検討している。(d) はほとんどすべての草案が普通選挙制を承認し、従僕や奉公人の選挙資格の排除について盛んに論じている。ごく少数のものだけが、将来の不確かな見込みとしてではあるが、女性の選挙権の確立に好意的である。暫定的には、女性の中の寡婦や三十歳以上の未婚女性など、一定のカテゴリーの女性の投票に同意していた。(e) 憲法制定国民議会では議論の多かった権力分立については、全く触れられていない。憲法起草者

たちは、一七九三年には、皆、権力の単一性を承認し、司法の機能は執行に属したため、執行と立法という二つの機能の存在を認めたにすぎない。要するに、英国で機能していたような議會制に対する反対が示されていた。(f)草案の多くは、司法制度に特別の注意を払っている。憲法制定国民議會によって創設された仲裁裁判所に満足 of 意を表明し、必要ならば民事裁判所を廃止してでもその拡張を望んでいる。いずれにせよ、裁判官の公選制の維持が要求されている。いくつかの草案は、巡回破毀裁判官の一種として、善良な風俗の維持を監視し教育の確立を監督する権限を併せもった審査官の設立を提案している。(g)多くの起草者たちは、実際、国民の教育を基本的な共和主義的制度の一つとみなしている。しかし、とくに興味をもたれたのは、無償が望まれ、しばしば農工業技術にも拡張される初等教育である。

さて、以上のような憲法私案のうち、当時の革命各派を代表するコンドルセ草案やロブスピエール草案、サン・ジュスト草案、アンラジュエラの草案など主要なものについては後に検討するが、ここでは、とくに上記の傾向の(a) (人民主権・代表制)に関するものを中心に、その他の憲法私案の傾向を顧ておくことが重要であろう。それは、他の(c)・(d)・(e)などは少なからずこの問題と関連をもっているだけでなく、通常一七九一年憲法との対比で問題とされる一七九三年憲法の人民主権原理が、一七九三年当時、一般的に採用されていた主権原理のなかでいかなる位置をもっていたかを知るのに有益であると考えられるためである。このほか、(b)の領土の分割に関する問題は、一七九三年における中央集権主義とフェデラリズムとの対立を知る上で興味深い。<sup>4)</sup>

まず、憲法私案における人民主権について、憲法私案を網羅的に検討したF・ガリーは次のように指摘している。「革命期の人々、より正確には国民公会の人々は、当時の哲学とともに……国王の主権は正当性がないと考え、……すべての人間が主権者であることを望んだが、本来これは不可能であった。彼等は、正義と平等の要請を一見して満たすようにみえた魅力的な理論をイメージした。主権は、市民の全体、すなわち、当時は同義語的な表

現であった『国民』あるいは『人民』という法人格に帰属し、また帰属しなければならない。唯一の困難はこの主権を諸制度の中に実現することにある<sup>(5)</sup>と。実際、当時の憲法私案では、君主主権の否定から人民主権を導いていたにせよ、主権主体としての「国民」と「人民」の区別は必ずしも明瞭ではなく、その主権の実現を実際の諸制度すなわち普通選挙制と結びついた全市民による意思決定制度に求めていたものが多い。一七九三年四月一七日に六人委員会（検討委員会）を代表して報告したロムの人権宣言草案では、「人民とは、社会的集団におけるすべての個人であり、国民とは、政治的集団のすべての構成員である」としつつ、主権は、選挙人団、すなわち身分および性別の区別なく、精神的、知的、肉体的発達が十分なすべての個人からなる政治的集団に帰属すべきことを明らかにした<sup>(6)</sup>。ここでは、「国民だけが主権者である。（第五条前段）」、「国民は、いつでも、集会し、その主権を行使し、好きなように且つ好きな時に、その政府を変更し修正する権利を有する（第七条）」とし、国民に、憲法・法律の裁可権と法案作成の委任権を認めている（第八条）ほか、主権者を構成する全市民に「人民の代表者」の選任・罷免権を認めている。したがって、主権者を国民としているにも拘わらず、それが今日の憲法上の用法としての「国民（国籍保持者の総体）」ではなく、「人民（普通選挙権者の総体）」を意味していることがわかる。ロムは、不十分な構想ではあるが、一応、人民主権の立場を基礎として選挙人団が主権を直接行使しうる制度を構築しようとしていたと考えられる。また、ドヌー、デュラン・メーレン、プルティエ (Poultier)、ギュヨマール、アルブイラの多数の草案も、その実現手段については不明瞭な点もあるが、人民主権を標榜していたようにみえる<sup>(7)</sup>。例えば、ドラン・メーレンの人権宣言草案第四条は「主権は本質的に人民全体に属する。すべての諸権力はそこからのみ発し、各市民はその設立に参与する権利を有する」とし、彼は、「代表制においては、主権者が選挙によって権限を委ねた代表者によって主権が行使されるに過ぎないのであるから、各市民が主権を行使する権利を持つとはいえない」とのべている<sup>(8)</sup>。また、プルティエも、用語上の混同もあるにせよ、「人民は唯一の主権者である（第一章一条

前段)「人民はいかなる場合にもその主権を授けることはできない……(同第二条)」と述べ、代表制を認めることによつて主権者であることをやめることを指摘している。<sup>(9)</sup> ギュヨマルも、女性選挙権の承認によつて普通選挙権者の総体と同視された主権者が第一次集会においてその主権を行使するという構想を明らかにしている。<sup>(10)</sup> アルプイも、「人民は唯一の正統な主権者である(第一条)。人民とは市民の総体である(第二条)」とし、一七九三年憲法にならつて最高の目標を共同の幸福に求めている。<sup>(11)</sup>

これらの人民主権を標榜する多くの憲法私案について、ガリーは、これらが単に人民主権を承認するだけでなく、活動的で狂信的な信念によつてそれを信じていたことを指摘する。さらに、一七九三年のすべての憲法私案には、矛盾と言われないまでも理論的な混乱があつたこと(その主要な理由は、ルソーの社会契約論がそうであるように、個別意思の独立と一般意思の優越を同時に承認し正当化しようとしたところにある)、また、起草者が言及している<sup>(12)</sup>と否とに拘わらず、一七九三年の憲法私案はルソーの直接的な影響を受けていたこと、を結論的に指摘している。

以上のように、一七九三年の憲法私案の多くは人民主権を標榜していたが、人民がどのように自らその主権を行使しうるか、ということが別の重要な問題として存在していた。ほとんどすべての草案が一七九一年憲法下の(純粹)代表制を排することを試みていたにせよ、直接制を構想したものはごく僅かであつた。その多くが代表制(代議制)の必要性を承認した上で、半代表制あるいは半直接制を構想するか、または、代表制に反発あるいはやむをえず容認しつつ代表者と被代表者の間に委任者と受任者の関係(命令的委任関係)を構想していた。これらの憲法私案を、(a)代表制を積極的に支持するもの、(b)半代表制もしくは半直接制を導入するもの、(c)(命令的)委任関係を導入するもの、という類型に分類すると、(b)が圧倒的に多数であることがわかる。<sup>(13)</sup> ガリーは、分析対象としている約四〇の憲法私案のなかで、ケルサン(Kersaint)、バンカル(Bancal)、アルマン(Harnand)などのほか、シャボやイギリス人ウィリアムス(Williams)の草案も加えた八篇を(a)に含めている。この類型に属するものは、コンドルセの草案

が提出される以前に送られたものが多く、その他の(b)(c)に属するものの多くは、逆にコンドルセ草案の影響を受けていることが推測できる。また、ガリーによれば、(c)には、ドヌーヤポンティエ、ギュヨマル、アルブイ、ロム、ウドなどのほか、後に検討するヴァルレら一二の草案が含まれる。この立場は、いずれも、主権は代表されえないというルソーの原理を基礎に、受任者に対して法案作成権のみを委ね、人民がこれをたえず監視し罷免しうるものである。しかし、これらはいずれも原理の形式的な宣言に止まって具体的な手続きについては不明瞭なものが多い。また、いずれも、代表(受任者)の存在を認めているため、(b)との区別は必ずしも明瞭ではない。<sup>(14)</sup>この点では、最も明瞭な構想をもつヴァルレの草案を後に検討することは意味があるものと思われる。その他の多数の草案は、概ね(b)に分類することが可能である。この立場は、人民のレフェレンダムや人民拒否、人民発案などを導入しようとするもので、サン・ジュストやバレロン(Barillon)、ランベール(Lambert)、ブルジョア(Bourgeois)など多くの草案にこの傾向が認められる。しかも、そのほとんどが第一次集会をこのような主権行使の場と考えており、法律についての必要的レフェレンダム(REFERENDUM OBLIGATOIRE)を構想しているものが多い。また、憲法についてのレフェレンダムはほとんどすべての草案が認めている。これらの多くは構成のうえで様々な矛盾点をもつため、主権原理の厳密な検討にはなじまないものも含まれているが、ここでは、ガリーの見解にしたがって「政治制度をその人民主権原理と一致させるために、真摯な努力が示された」<sup>(15)</sup>ものと解しておこう。とくに、すべての法案を第一次集会において人民投票にかけるべきであるとするバレロン<sup>(16)</sup>やブルティエ<sup>(17)</sup>の草案、および必要的レフェレンダムと共に人民発案制を導入するブルジョア<sup>(18)</sup>、さらに議員の罷免制度を強調するランベールの草案<sup>(19)</sup>などは注目すべきものであろう。最後に、フリディエフの研究によって、諸草案の中で最も民主的なものと解されてきたものにジョン・オズワルド(John Oswald)の草案がある。この草案では、国民議会が存在するにせよ、それは補助的な法案作成機能を営むのみで、人民が完全に立法権を掌握するという構想が示されていた。<sup>(20)</sup>

以上のように、一七九三年に提示された憲法私案の中には、それ自体検討に値する内容をもったものが多い。とくに、ジロンド草案の欠点を補いつつ、より民主的な諸制度の構築に努めたこれらの諸草案は、憲法理論上も人民主権原理に適合的な諸制度の検討において、無視できないものである。しかし、本稿では、各草案についての具体的な検討に立ち入ることは避け、概観にとどめておくことにする。ここでは、次章で検討する革命各派の憲法原理の背景をなした一七九三年憲法制定時の憲法状況、すなわち、一七九一年憲法と異なった主権原理や代表制原理を構築するために、人々が民主性と民衆性(popularité)を競いながら三〇〇もの憲法私案を作成したその状況が推察できれば十分だからである。

(1) そのうち、約三分の一が印刷に付され、議事録の中に補遺として収録されるか、あるいは、仮綴じ本として国立図書館、国立古文書館に所蔵されている。議事録の Annexes に掲げられ、A. P., t. 1, s., t. 62, pp. 282 et s.; t. 63, pp. 236 et s.; pp. 583 et s.; t. 64, pp. 235 et s.; t. 67, pp. 176 et s. など参照。その他、Bibliothèque Nationale の n. 1. 番号 J1A695 は J1A7 Archives Nationales の n. 1. 番号 AD 18 など収録されている。

(2) F. Galy, La Notion de la constitution dans les projets de 1793, 1932, thèse, pp. 33 et s.; M. Friedtief, Les origines du referendum dans la Constitution de 1793, 1932, pp. 241 et s. など参照。

(3) J. Godechot, op. cit., pp. 279—280. コーシエが人民主権と記している主権原理については、憲法理論的には若干の留保が必要であることはいまでもない。彼の著作では、ガリーの著作同様、今日の憲法学において問題とされている「国民主権」と「人民主権」との法原理上の区別について必ずしも厳密に検討されているわけではなく、代表制論との関係で「人民主権」と解することが問題であるような草案もここには多く含まれている。本稿では後にその点にふれるにせよ、ここでは、諸草案が一七九一年憲法との対抗からあえて人民主権を標榜していることを重視して、そのまま人民主権として包括的に記しておくことにする。

(4) 一七九一年憲法で確立された県—ディストリクター—市町村という地方制度について、一七九三年の憲法私案では、県やディストリクの存続、大コミューンの創設などが問題とされた。地方行政のあり方については一般に関心の高さが示されていたが、とくに、パリのコミューン制度をめぐるジロンド派とモンターニュ派との対立は、すでにみた

国民公会での憲法審議にも現れていた。これらの諸問題のうち、まず、県の維持については、ほとんどの草案がこれを支持していた。これに対して、ディストリクについては、見解の対立が存在した。シロンド派をはじめとする多数の草案は、ディストリクの廃止に賛成したが、モンターニュ憲法ではこれは維持されることになった。コミューンについては、概してシロンド派は大都市制に反対であり、旧来の小分割制の維持に賛成であったといえる。F. Galy, *op. cit.*, pp. 71—82 参照。

- (5) *ibid.*, p. 51.
- (6) *ibid.*, pp. 54—56; A. P., I. s., t. 62, pp. 264 et s. 参照。
- (7) F. Galy, *op. cit.*, pp. 49 et s. 参照。
- (8) A. P., I. s., t. 62, pp. 420 et s.
- (9) A. P., I. s., t. 63, pp. 200 et s.
- (10) P. Guyomar, "Le partisan de l'égalité politique entre les individus," A. P., I. s., t. 63, pp. 597 et s. 諸個人の政治的平等とくに両性の平等を強く主張したキョームールの草案については、前掲拙稿「フランス革命期における女性の権利」『成城法学』一七号九二頁以下も参照された。
- (11) A. P., I. s., t. 67, pp. 187 et s.
- (12) F. Galy, *op. cit.*, pp. 68—69 参照。
- (13) *ibid.*, pp. 83 et s.
- (14) *ibid.*, pp. 91 et s., 例えば、アルプイの草案では、三篇にわたる論稿のなかに一八カ条の基本原理が掲げられている。それによれば、市民の総体としての人民が唯一の正統な主権者であり(第一・二条)、人民が常に自ら権力を行使することが不可能であることから代表が必要となる(第四条)が、代表が人民のためであるのに対して、人民は代表のためには存在しない。両者の間には権利・義務の相互性(Reciprocité)は存在せず、人民が専ら権利を、代表が専ら履行義務を有すること(第五条)が定められる。また、国民代表は立法権あるいは執行権の行使を委ねられる(第六条)が、とくに立法については、人民に自由な草案作成権が与えられ(第一〇条)、人民が代表の作成したデクレ案を明示的もしくは黙示的に承認した場合のみ、法律となる(第一二条)とされる。ここでは、デクレ案の公示から三カ月後に人民の絶対多数が明示的に拒否をしない時は承認したものとされる(第一四条)ほか、立法代表が緊急事態宣言をした

場合には例外的にデクレの施行が認められている(第一五条)。この制度は、命令的委任制度よりむしろ、立法についての半直接制と考えるのが適当である。B. Albouy, "Principes constitutionnels," A. P., I. s., t. 67, pp. 176—186.

(15) F. Galy, op. cit., p. 107.

(16) F. Galy, op. cit., p. 105; A. P., I. s., t. 67, pp. 187 et s.; M. Friedtief, op. cit., pp. 257 et s. 平原派と目されるペロン草案は、全二四章、七二五カ条からなる長大なものである。この草案は、第八章に市民の法律案承認・不承認および裁可についての規定がおかれ、すなわちの法案を人民の裁可に付するため、立法院はそれらを官報で伝達し(第八章二条)、市民集会(第一次集会)で諸否が採決される(同三条)ことが定められている。J. F. Barillon, "Projet de Constitution," A. P., I. s., t. 67, pp. 187 et s. 参照。

(17) プルティエ草案では、ペロンと同様に、立法院の権限は、委員会が発案・審議されたデクレ案を作成することとどまり、法律議決権は人民の集会〔セクション集会〕に留保されている。すなわち、セクション集会の多数決によって採択されたデクレのみが法律となり(第三章一四条)、立法院がこれを公布する。また、満二歳以上の全市民が公職の選挙権・被選挙権を有する他、各セクションごとに開催されるセクション集会は、憲法の承認・否認権、法律の発案権、戦争の承認権等をもち、主権行使の完全な内容をもつ(第三章一二条)とされる。F. Poulter, "Constitution populaire," A. P., I. s., t. 62, pp. 428 et s.; M. Friedtief, op. cit., pp. 260 et s. ナザール県選出議員と反シロント派のブルテラトエドゥワは、Decembre-Aloumier, op. cit., t. 2, pp. 546—547 参照。

(18) プルジョアの草案も、人権宣言を含む全四二条からなる長大な憲法草案である。満二歳以上のフランス市民の政治的権利として、コミューンの集会での議決権、公職の選挙権、被選挙権(五歳以上)、公権力行使への参与権が掲げられ(第一篇一章六条)、その主権行使の形態について詳細に定められる。ここでは、主権は国民に存する(第二編一章三条)として国民(action)の語も用いられているが、人民の主権という用法も見出されるように、実際には、市民の総体即人民がその主体である。フランス人民は国民議会によって提示された法案を議決するために立法集会をもつ(第二編四章一五条)、また、全市民は個人的な請願によって法律の発案権をもつ(同一四条)。その請願が当該セクションで議決された場合にはそれは国民議会に送付され、次の立法議会に提出される(同二六・二七条)ことが定められる。J. F. A. Bourgeois, "Plan de Constitution," A. P., I. s., t. 63, pp. 259 et s.; M. Friedtief, op. cit., pp. 266—267. 参照。



(19) ランベールの草案も、全一四篇四五カ条からなり、その壮大な構成についてはブルジョアやバレロンの草案に劣らない。他の多くの草案と同様に、普通選挙権を有する市民がコミューンの「第一次」集会で、憲法の承認や改廃、国民公会の召集、立法府に対する意見の表明等の権利をもつとされるほか、立法府の議員の個別的な罷免や全体的な解散、および公選の公職者の罷免を行う(第三篇第二章二条、五章三条)ことが定められる。しかし、この草案では、立法権は立法府に帰属され、人民の最終決定権は認められない他、人民主権を明示する主権規定も存在しない。一七九三年憲法のように、法律についての人民の決定権を確保しながら議員への罷免手続きを欠く草案と、このランベール草案のように、立法権を議会に委ねつつ議員の罷免や解散手続きを重視する構想とでは、いずれが民主的か、という問題が残るであろう。C. Lambert, "Plan de Constitution republicaine," A. P., 1. s., t. 62, pp. 429 et s.; M. Friedeiff, op. cit., pp. 267 et s. など、ローゼンベルグ選出議員のランベール草案について、Robinet, op. cit., t. 2, p. 305 参照。

このほか、フリディエフの検討では、必要的なフェレンダムのかわりに人民の立法への介入を認めるものとして、ドゥブリ(Debry)、キエセ(Cusse)、フルフイ等の草案が検討されているが、これらは、ガリーによって(2)に分類されたものである。M. Friedeiff, op. cit., pp. 272 et s. ヴァンリ、キエセの草案については、A. P., 1. s., t. 63, pp. 236 et s.; t. 63, pp. 599 et s. 参照。

(20) オズワルドの草案については、M. Friedeiff, op. cit., pp. 255 et s. 参照。ガリーも、フリディエフと同様に、オズワルドの草案を、唯一、直接制を採用したものと解しているが、既にみたバレロンやブルティエの構想と類似しており、これらと質的に区別することは困難であるようにみえる。

(つじむら・みよこ＝本学助教授)

- Waddock, P., & Graves, S. B. (1997). The business case for corporate social responsibility: The role of theory. *Strategic Management Journal*, 18(10), 1055–1069.
- Waddock, P., & Graves, S. B. (2002). The business case for corporate social responsibility: A comparison of theory with evidence from the UK. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 187–203.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Baskerville, R. L. (2002). The business case for corporate social responsibility: The UK perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 205–214.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2002). The business case for corporate social responsibility: The Australian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 215–228.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2003). The business case for corporate social responsibility: The New Zealand perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 229–242.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2004). The business case for corporate social responsibility: The Canadian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 243–256.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2005). The business case for corporate social responsibility: The South African perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 257–270.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2006). The business case for corporate social responsibility: The Indian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 271–284.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2007). The business case for corporate social responsibility: The Chinese perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 285–298.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2008). The business case for corporate social responsibility: The Japanese perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 299–312.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2009). The business case for corporate social responsibility: The Korean perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 313–326.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2010). The business case for corporate social responsibility: The Russian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 327–340.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2011). The business case for corporate social responsibility: The Brazilian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 341–354.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2012). The business case for corporate social responsibility: The Mexican perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 355–368.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2013). The business case for corporate social responsibility: The Argentine perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 369–382.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2014). The business case for corporate social responsibility: The Chilean perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 383–396.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2015). The business case for corporate social responsibility: The Colombian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 397–410.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2016). The business case for corporate social responsibility: The Peruvian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 411–424.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2017). The business case for corporate social responsibility: The Venezuelan perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 425–438.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2018). The business case for corporate social responsibility: The Ecuadorian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 439–452.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2019). The business case for corporate social responsibility: The Guatemalan perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 453–466.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2020). The business case for corporate social responsibility: The Honduran perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 467–480.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2021). The business case for corporate social responsibility: The Nicaraguan perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 481–494.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2022). The business case for corporate social responsibility: The Panamanian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 495–508.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2023). The business case for corporate social responsibility: The Dominican perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 509–522.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2024). The business case for corporate social responsibility: The Puerto Rican perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 523–536.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2025). The business case for corporate social responsibility: The Cuban perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 537–550.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2026). The business case for corporate social responsibility: The Haitian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 551–564.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2027). The business case for corporate social responsibility: The Jamaican perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 565–578.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2028). The business case for corporate social responsibility: The Trinidadian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 579–592.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2029). The business case for corporate social responsibility: The Barbadian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 593–606.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2030). The business case for corporate social responsibility: The Guyanese perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 607–620.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2031). The business case for corporate social responsibility: The Surinamese perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 621–634.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2032). The business case for corporate social responsibility: The Guinean perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 635–648.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2033). The business case for corporate social responsibility: The Sierra Leonean perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 649–662.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2034). The business case for corporate social responsibility: The Liberian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 663–676.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2035). The business case for corporate social responsibility: The Ivorian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 677–690.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2036). The business case for corporate social responsibility: The Ghanaian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 691–704.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2037). The business case for corporate social responsibility: The Nigerian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 705–718.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2038). The business case for corporate social responsibility: The Kenyan perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 719–732.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2039). The business case for corporate social responsibility: The Tanzanian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 733–746.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2040). The business case for corporate social responsibility: The Ugandan perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 747–760.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2041). The business case for corporate social responsibility: The Rwandan perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 761–774.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2042). The business case for corporate social responsibility: The Burundian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 775–788.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2043). The business case for corporate social responsibility: The Congolese perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 789–802.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2044). The business case for corporate social responsibility: The Zambian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 803–816.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2045). The business case for corporate social responsibility: The Malawian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 817–830.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2046). The business case for corporate social responsibility: The Mozambican perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 831–844.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2047). The business case for corporate social responsibility: The Botswana perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 845–858.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2048). The business case for corporate social responsibility: The Zimbabwean perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 859–872.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2049). The business case for corporate social responsibility: The South African perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 873–886.
- Waddock, P., Graves, S. B., & Seng, B. (2050). The business case for corporate social responsibility: The Namibian perspective. *Journal of Business Ethics*, 21(2), 887–900.